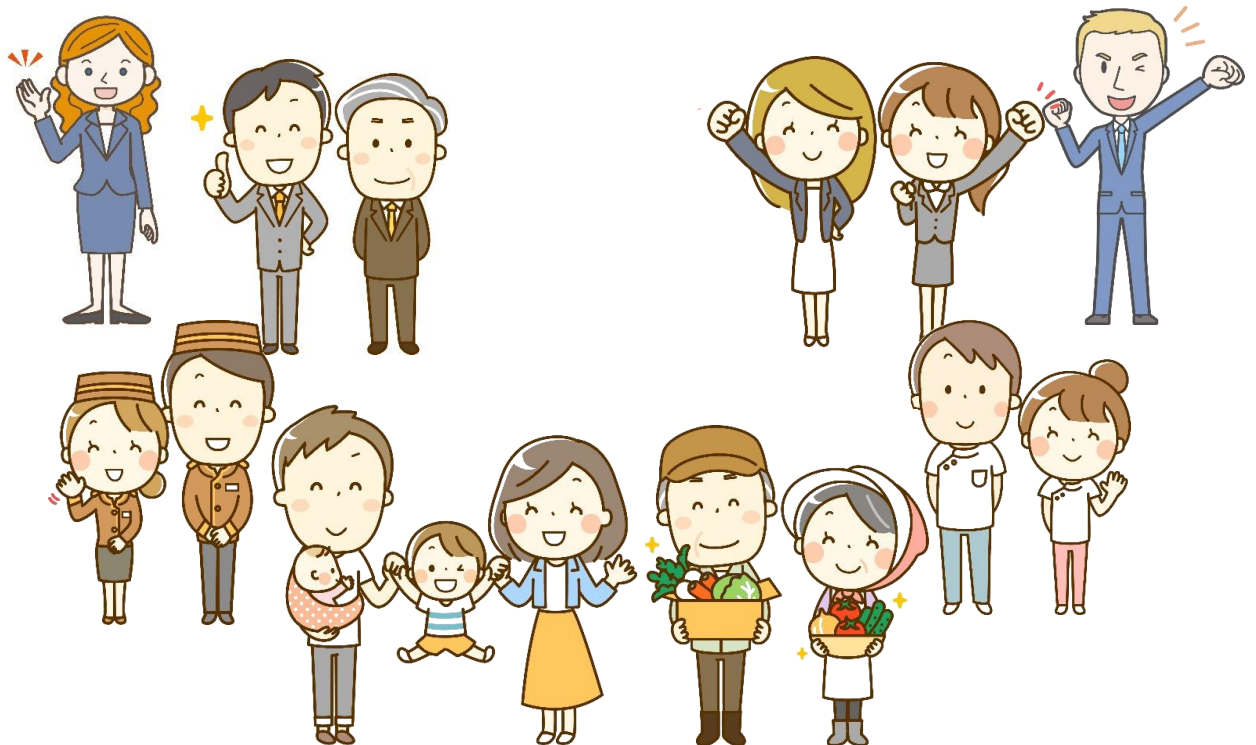




# 大崎上島町第3次男女共同参画推進計画



令和7(2025)年3月



# 目次

第1章 計画の策定趣旨・基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の性格と位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定・推進	4
6. 第2次計画の点検	5
7. アンケート調査からみられた課題	7
第2章 計画の基本的な考え方	9
1. 計画の課題	9
2. 基本理念	10
3. 基本目標	11
4. 計画の体系	12
第3章 施策の展開と具体的な取組	13
基本目標1. 人づくり：人権尊重と男女共同参画の意識づくり	13
基本目標2. 環境づくり：個性と能力を発揮して共に参画・活躍する環境づくり 【大崎上島町女性活躍推進基本計画】	19
基本目標3. 安心づくり：だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり	30
第4章 主な指標	42
第5章 計画の推進体制	44
資料編	45
1. 策定体制	45
2. 策定経過	46
3. 用語説明	47





# 第1章 計画の策定趣旨・基本事項

## 1. 計画策定の趣旨

我が国は人口減少社会となり、少子高齢化が進行しているなか、新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の日常生活等への影響は大きく、出生数の減少をはじめ健康に関する意識や働き方等での変化などが見受けられます。このような中で、男女がお互いの人権を尊重しつつ、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる分野に参画し、性別にとらわれることなく、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体の活力を増大させ、人々が将来に向けての希望をもつ好循環を生み出すものであり、21世紀のわが国において重要な課題となっています。

本町では、令和2（2020）年3月に「大崎上島町第2次男女共同参画推進計画」を策定し、家庭、学校、職場、地域で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。女性が様々な場面でさらに活躍できる環境づくりを進め、女性の活躍が進むことで、多様な視点や価値観、創意工夫がもたらされ、社会を変える力となりえます。男女共同参画社会の実現に向けて地域の状況、住民や事業所のニーズや価値観の変化に対応し、計画的に施策を推進していくための指針として本計画を策定します。

## 2. 計画策定の背景

### (1)世界の動き

国際社会においては、平成27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。近年は、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられており、諸外国の推進スピードは速くなっています。世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は令和元（2019）年が153か国中121位、令和6（2024）年は146か国中118位と低迷していることから、我が国は男女共同参画に強力に取り組む必要があります。

## (2)国の動き

わが国では、昭和52(1977)年の「国内行動計画」の策定以来、平成11(1999)年6月には「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)」の公布や施行など、男女平等の実現に向け積極的に取り組まれてきました。この基本法に基づき、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画(第1次)」が5か年計画で策定されて以降、令和2(2020)年には、令和12(2030)年度末までの施策の総合的かつ計画的推進を図るために定められた第5次男女共同参画基本計画が策定されました。この計画は、すべての女性が輝く令和の社会へというビジョンのもと、令和7(2025)年度末までを見通した施策の基本的方向と具体的な取組を示し、89の成果目標を設定しています。

国は、男女共同参画基本計画を推進するため、毎年6月を目途に政府全体として当該年度及び翌年度に重点的に取り組む事項を「女性版骨太の方針(女性活躍・男女共同参画の重点方針)」として決定しています。令和6(2024)年のポイントは、「人材の育成」を横串に据え、その上で「Ⅰ 企業等における女性活躍の一層の推進」、「Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」、「Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現」、「Ⅳ 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」の4つの柱に沿って、持続的で広がりのある取組の推進を目指すとしています。

## (3)県の動き

広島県では、性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現に向け、県が取り組むべき施策を明らかにした平成15(2003)年に広島県男女共同参画基本計画を策定し、4次にわたる改定を重ねながら「わたらしい生き方応援プランひろしま」(広島県男女共同参画基本計画(第5次))を令和3(2021)年3月に策定しました。この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づき定めるよう努めるものとされている、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置づけるものです。

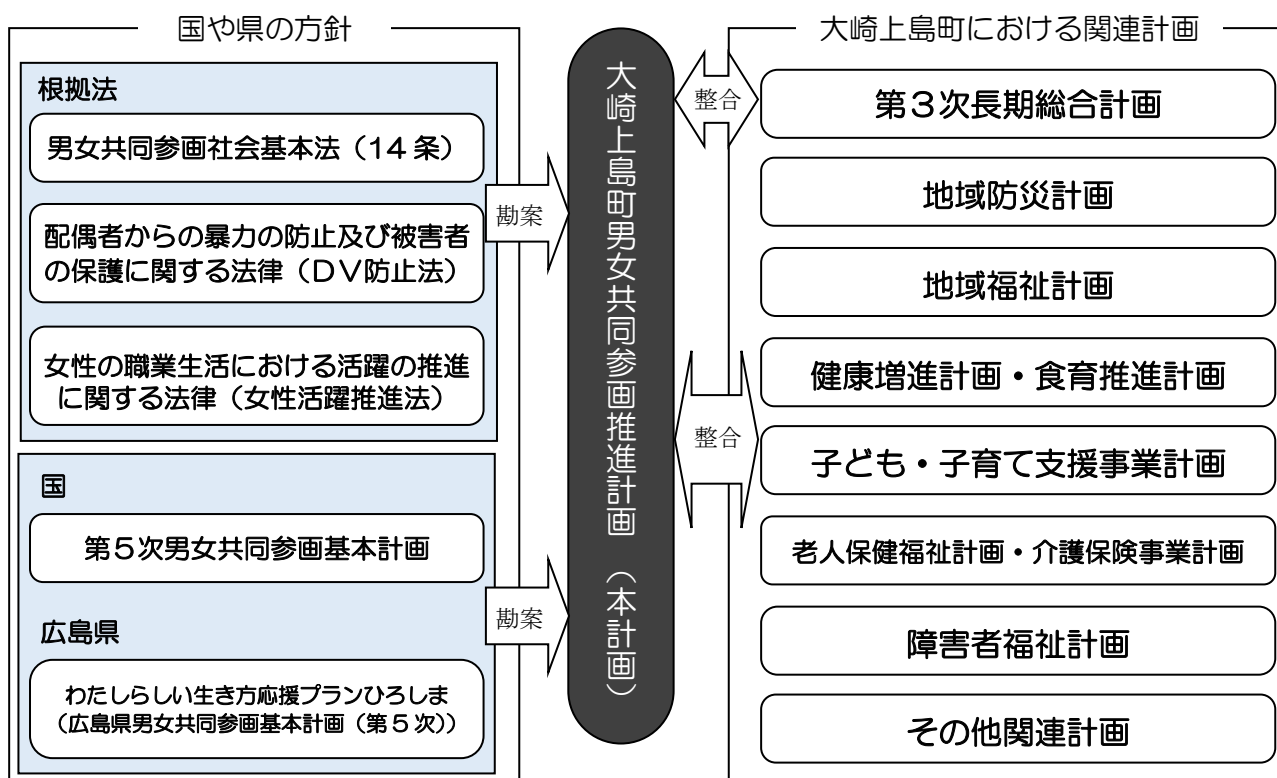
### 3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、基本法第14条第3項に基づいて、本町が男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、「DV防止法」第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村基本計画」の内容を包含した計画と位置付けます。

また、「第3次長期総合計画（令和7（2025）～16（2034）年度）」をはじめ、町の関連する各種計画との整合性を図りつつ、策定・推進します。

#### 関連他計画等との関係



### 4. 計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、国・県の動向や社会状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 5. 計画の策定・推進

計画の策定にあたり、本町在住の18歳以上の住民を対象に、男女共同参画に関する意識調査（以下「住民意識調査」という。）を実施しました。あわせて、町内の事業所に就業環境等についてアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、大崎上島町男女共同参画審議会を開催し、専門的見地から、日常生活における男女共同参画意識や実態に関して、様々な意見をいただくとともに、内容についても十分な審議を行いながら計画をとりまとめました。

計画期間には、定期的に進捗状況を把握し、男女共同参画審議会等に報告し、点検を行いながら推進します。

### 男女共同参画社会に関する住民意識調査の概要

	住 民	事業所
(1)調査対象	町内に在住する18歳以上の男女1,000人	町内の50事業所
(2)抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	無作為抽出
(3)調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収
(4)回答数	321人(有効回答率32.1%)	29事業所(有効回答率58.0%)
(5)調査期間	令和6(2024)年8月28日～9月9日	令和6(2024)年8月28日～9月9日

## 6. 第2次計画の点検

大崎上島町第2次男女共同参画推進計画の点検状況については、目標値に達せず策定時より下回っているものもありますが、いずれも達成していかなければならない項目のため、引き続き啓発活動を促進していきます。

女性活躍推進特定事業主行動計画の策定は進んでおり、策定している事業所は目標値を大幅に上回っています。また、町役場課長相当職以上の女性職員の割合は、2人の目標に対し1人になっています。

	策定時 (令和元(2019) 年度)	現状 (令和5(2023) 年度)	目標値 (令和6(2024) 年度)	備考
<b>基本目標1 人づくり：人権尊重と男女共同参画の意識づくり</b>				
人権擁護・男女共同参画等に関する講演会の開催	年1回	年1回	年1回	達成
男女共同参画に関する啓発	町広報による啓発	町広報による啓発	町広報による啓発 若年層等への啓発	達成
男女共同参画社会の言葉と内容の認知度	39.1%	37.7%	50%以上	要改善
社会全体での男女平等感	19.8%	22.7%	25%以上	改善
「男は仕事、女は家庭」とは思わない人	男性 45.1% 女性 61.0%	男性 66.1% 女性 71.4%	男性 50%以上 女性 65%以上	達成
人権問題、男女共同参画に関する研修(町職員)	実施	実施	全職員に実施	達成
<b>基本目標2 環境づくり：個性と能力を發揮して共に参画・活躍する環境づくり</b>				
審議会等委員のうち女性委員の占める割合	32.3%	34.2%	40%	改善
女性委員がいない審議会等	20% (平成30(2018) 年度)	15%	0%	改善
地域活動での男女平等感	42.2%	40.5%	50%	要改善
女性(25~44歳)の就業率	72.5% (平成27(2015) 年)	72.7%	72.5%より上昇	達成
新規女性就農者数	合計3人 (平成30(2018) 年度~)	合計3人 (平成30(2018) 年度~)	合計10人	要改善
女性活躍推進特定事業主行動計画を策定している事業所	20%	48.3%	20%より上昇	達成
町役場課長相当職以上の女性職員の割合	11.1% 1人	10% 1人	20% 2人	要改善
ワーク・ライフ・バランスの言葉と内容の認知度	34.1%	39.6%	45%以上	改善

	策定時 (令和元(2019) 年度)	現状 (令和5(2023) 年度)	目標値 (令和6(2024) 年度)	備考
<b>基本目標2 環境づくり：個性と能力を發揮して共に参画・活躍する環境づくり</b>				
町職員のメンタルヘルス 対策の実施	実施	実施	実施	達成
町職員の年次有給休暇取 得日数	13日と2時間	15日と1時間	15日	達成
町男性職員の育児休業取 得者	合計1人	1人	5年間で合計2人	改善
<b>基本目標3 安心づくり：だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり</b>				
子育て支援手当支給事業 の満足度	62.6% (平成30(2018) 年度)	50.5%	現状より増加	要改善
放課後子供教室(わくわ くスクール)登録児童数	42人 (令和元(2019) 年度)	68人	34人	達成
特定健康診査の受診率	28.0% (平成30(2018) 年度)	29.2% (令和4(2022) 年度)	60% (令和2(2020) 年度)	改善
各種がん検診の受診率	胃がん 8.9% 肺がん 7.3% 大腸がん 10.4% 子宮頸がん 15.0% 乳がん 22.7% 平均 12.9% (平成29(2017) 年度)	胃がん 13.7% 肺がん 6.3% 大腸がん 10.4% 子宮頸がん 18.8% 乳がん 23.1% 平均 14.5% (令和4(2022) 年度)	平均 18.0% (令和2(2020) 年度)	改善
わくわく元気ポイント事 業参加者数	800人 (令和元(2019) 年度)	819人	現状より増加	達成
職場での各種ハラスメン ト防止に取り組んでいる 事業所	86.7%	89.7%	現状より増加	達成
DVの相談先を知らない 人	4.9%	8.1%	現状より減少	要改善
自主防災組織数	40%程度	52%	現状より増加	達成

## 7. アンケート調査からみられた課題

### ○男女共同参画に関する意識について

男女共同参画に関する用語を内容まで理解している人の割合は、前回調査と同程度で、「知らない」も前回と同程度で、堅調な動きではあるものの上昇までには至っていない状況です。新型コロナウイルス感染症の拡大等により啓発活動の実践ができない時期があったことも影響しているものと考えられます。

“男性は仕事、女性は家庭”という考え方については、前回と選択肢が若干異なるものの、『反対』（“反対”と“どちらかといえば反対”の計）は7割弱となっています（前回53.6%、ただし前は「どちらとも言えない」が20.3%）。

### ○あらゆる分野への男女の参画・活躍の促進

役場の審議会等の女性委員が占める割合は若干増えているものの、目標には届かない状況です。町役場課長相当職以上の女性職員の割合も目標の2人には及ばず、前回策定時同様1人となっていますが、令和6（2024）年度からは2人となっています。

地域活動における男女平等感については、「行事等で女性が飲食の世話や後片付けをすることが多い」が41.4%（前回54.2%）と少なくなっていますが、「役員選挙に女性が出にくいまたは選ばれにくい」は8.1%（前回13.8%）みられ、地区ごとの状況等もあり、女性の参画が進んでいない状況を把握するのも難しい面があります。

生活の中での仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度についての希望と現実、前回調査と同様乖離している回答が多く、特に男性は「仕事優先」が27.7%（前回32.1%）となっています。女性は「家庭生活」を優先している」が23.8%（前回28.7%）前回調査同様多いものの、「仕事と家庭生活をともに優先している」も24.3%（前回15.9%）となっています。年代や就業状況による違い等も踏まえて検討していく必要があります。

### ○働きやすい・暮らしやすい環境づくり

女性活躍推進特定事業行動計画を策定している事業所は前回調査時の20%から48.3%に増え、事業所での取組が前回調査時よりも推進されていることがうかがえます。

### ○あらゆる暴力を許さない体制づくり

職場での各種ハラスメント防止に取り組んでいる事業所の割合は前回調査時より増えており、「社内規定等でとりまとめ、従業員に対して明示している」「苦情・相談体制を整備し、従業員に周知している」という回答は65%を超え、ともに前回の40.0%より大きく増加しており、事業所での取組が推進されていることがうかがえます。

## ○男女共同参画社会の推進に力をいれるべきこと

住民意識調査では、「男女共同参画社会の推進のために力をいれるべきこと」としては、「保育、家事、介護などの公的サービスを充実する」が全体で43.0%、男性は35.4%、女性は48.1%となっています。

### 男女共同参画社会の推進のために力をいれるべきこと（住民意識調査）

問31男女共同参画に町が力をいれること[%・複数回答]																
	全体	男女共同参画や人権尊重についての啓発や学習機会の充実	学校での男女共同参画や人権尊重教育を充実する	町職員の管理職や審議会の委員等に積極的に女性登用を図る	男女共同参画に積極的に取り組む企業への支援等を検討する	働く場での男女格差をなくすよう事業主等に働きかける	保育、家事、介護などの公的サービスを充実する	女性の就業や起業への支援、人材育成への支援を充実する	男女が参画する地域活動、ボランティア活動を促進する	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進する	男女共同参画の相談窓口の充実や活動場所を整備する	男女共同参画に視点を置いた国際的な交流・協力を推進する	男女の心身の健康づくりの推進を図る	その他	わからない	無回答
今回	321	73	77	73	42	91	138	43	53	36	40	19	64	3	54	16
	100.0	22.7	24.0	22.7	13.1	28.3	43.0	13.4	16.5	11.2	12.5	5.9	19.9	0.9	16.8	5.0
前回	384	91	127	99	76	91	159	69	69	46	43	29	79	8	45	23
	100.0	23.7	33.1	25.8	19.8	23.7	41.4	18.0	18.0	12.0	11.2	7.6	20.6	2.1	11.7	6.0



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の課題

住民意識調査・事業所調査などから、本計画期間に取り組むべき課題を整理します。

#### (課題1)男女共同参画に関する意識の啓発

男女共同参画に関する用語の認知度は、全般的に高くなっているものもありますが、「知らない」という回答もみられます。また、“男性は仕事、女性は家庭”という考え方に『反対』（“反対”と“どちらかといえば反対”を合わせた割合）という回答は7割弱となっており、年代や性別により異なる点を踏まえた継続的な啓発が必要です。このため、近年の動きをとらえながら、今後も継続的な周知・啓発を行い、意識づくりを進めていく必要があります。

#### (課題2)あらゆる分野への男女の参画・活躍の促進

役場の審議会等の女性委員や女性管理職などの登用に取り組んでいますが、分野により違いがみられるため、女性委員比率を高め、方針決定過程の場への女性の参画を拡大していく必要があります。また、地域活動への男女と幅広い世代の参画を促進していくために、広報紙や回覧板に加えて、効果的な周知方法の検討が必要です。

生活の中での仕事、家事、プライベートの優先度について、希望と現実は乖離している回答が多く、特に男性は「仕事優先」となっており、仕事と家庭生活の両立が難しいことがうかがえます。このため、自身のこと、配偶者の働き方を見直し、自分にあったバランスに近づけられる環境づくりが求められます。

#### (課題3)働きやすい・暮らしやすい環境づくり

職場での平等感が高まっていますが、性別により差異や格差の内容も異なっているため、働く人と事業所への意識啓発が必要です。あわせて、働きやすい、働き続けられる環境を地域とともにつくっていくことが課題となっています。

また、共働き家庭割合が高まっており、保育・子育て、介護などの生活を支えるサービスの利用や仕事と家庭生活の両立支援など、働きやすく、暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### (課題4)あらゆる暴力を許さない体制づくり

住民意識調査では、恋人や配偶者など男女間の暴力の体験歴があるという回答が一部みられたり、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談先を知らないという回答などみられます。このため、DVに関する正しい理解と未然防止に向けた啓発、男女が相談できる支援体制づくりを進めていく必要があります。

## 2. 基本理念

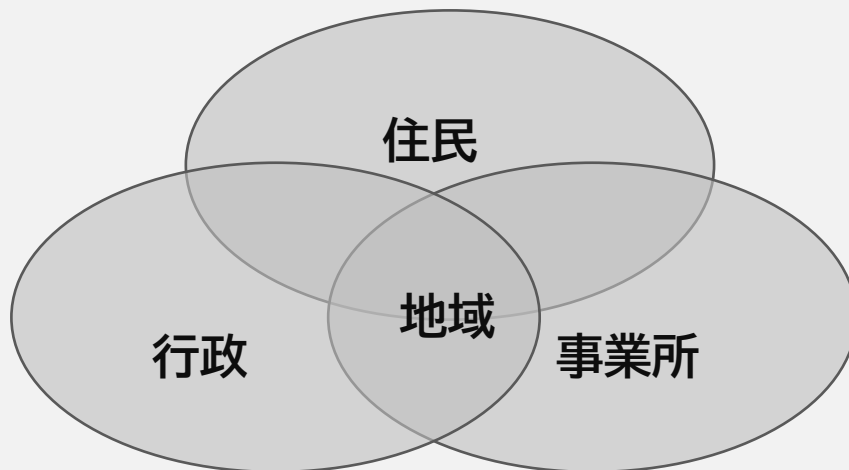
男女共同参画の視点を基本に、主体的に行動する住民を増やして、地域を元気にする取組が広がるように、共通の目標として本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

計画の推進にあたっては、住民・事業所・行政など地域まるごと「協働」で、進めていきます。

### 基本理念

**互いに認め合い 支え合い 自ら輝く 大崎上島町**

地域まるごと「協働」で、常に主体的に行動



### 3. 基本目標

#### 基本目標1.

##### 人づくり:人権尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の視点は、自分たちの暮らす地域に愛着や誇りをもち、その地域や暮らしをよりよいものにするために重要です。

住民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いの個性を尊重し、認めあい、男女共同参画の意識を育むため、男女共同参画の理念や意義をはじめ人権意識について啓発や情報提供を行います。

#### 基本目標2.

##### 環境づくり:個性と能力を発揮して共に参画・活躍する環境づくり

男女共同参画社会は、男女がともに自立した個人として、対等な立場で社会のあらゆる場に参加し、責任を担うことができる社会をめざしています。

だれもが地域で活躍できるように、自らの能力を高め、個性を発揮できる場を広げるためのチャレンジを支援して、多様な分野での参画、方針決定過程の場への参画を推進します。また、男女がともに働きやすい環境づくりに向けて、様々な制度や支援などの施策を充実させ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を支援します。

#### 基本目標3.

##### 安心づくり:だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり

すべての住民が、地域で自立した暮らしを継続できるように、各種健康福祉支援策を推進します。

男女間の暴力や各種ハラスメントなどの性別に起因する問題は、人権意識の欠如から生じていると考えられます。一人ひとりの人権意識の高揚を図り、暴力の根絶に努めるとともに、被害者保護と自立支援に向けた取組を推進します。

## 4. 計画の体系

# 互いに認め合い 支え合い 自ら輝く 大崎上島町

### 基本目標

### 基本施策・施策の方向

基本目標1.

**人  
づくり**

人権尊重と男女共同  
参画の意識づくり

#### 1 男女共同参画意識を高める広報・啓発

- (1)男女共同参画の意識づくり
- (2)人権尊重の意識づくり

#### 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1)学校における教育・学習機会の充実
- (2)生涯を通じた学習機会の充実
- (3)行政職員の研修機会の充実

基本目標2.

**環境  
づくり**

個性と能力を発揮して  
共に参画・活躍する  
環境づくり

【大崎上島町女性活躍推進基本計画】

#### 3 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

- (1)企画・意思決定過程からの男女共同参画の推進
- (2)地域活動における身近な男女共同参画の推進

#### 4 職場における男女共同参画・女性活躍の推進

- (1)雇用機会の確保と処遇向上に向けての啓発
- (2)能力発揮の促進支援・職域拡大の支援
- (3)男女が働きやすい職場環境の向上

#### 5 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1)ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発の推進
- (2)仕事と子育て・介護の両立・調和の支援

基本目標3.

**安心  
づくり**

だれもが自分らしく  
地域で暮らせる  
安心づくり

#### 6 生涯を通じて自立した暮らしを支える健康福祉の推進

- (1)生涯を通じた健康対策の推進
- (2)自立した生活のための支援

#### 7 あらゆる暴力を許さない体制づくりの推進 【大崎上島町DV防止基本計画】

- (1)男女間の暴力(DV)の防止、被害者支援の推進
- (2)各種ハラスメント等の防止対策の推進

#### 8 みんなが安心して暮らせる地域づくり

- (1)互いに支えあうまちづくり
- (2)男女共同参画の視点にたった防災活動の推進

## 第3章 施策の展開と具体的な取組

### 基本目標1. 人づくり:人権尊重と男女共同参画の意識づくり

#### 基本施策1 男女共同参画意識を高める広報・啓発

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会をめざした法律や制度の整備が進み、女性の社会進出が増え、男性の家事参加・育児休暇取得をしやすい環境づくりが進められており、男女共同参画の意識は広まって浸透しつつあります。しかし、仕事・家事・育児・介護、地域活動など実際の身近な様々な場面に「男性は仕事、女性は家庭」「家事・育児・介護は女性に適性がある」などの固定的な性別役割分担の意識は残っています。

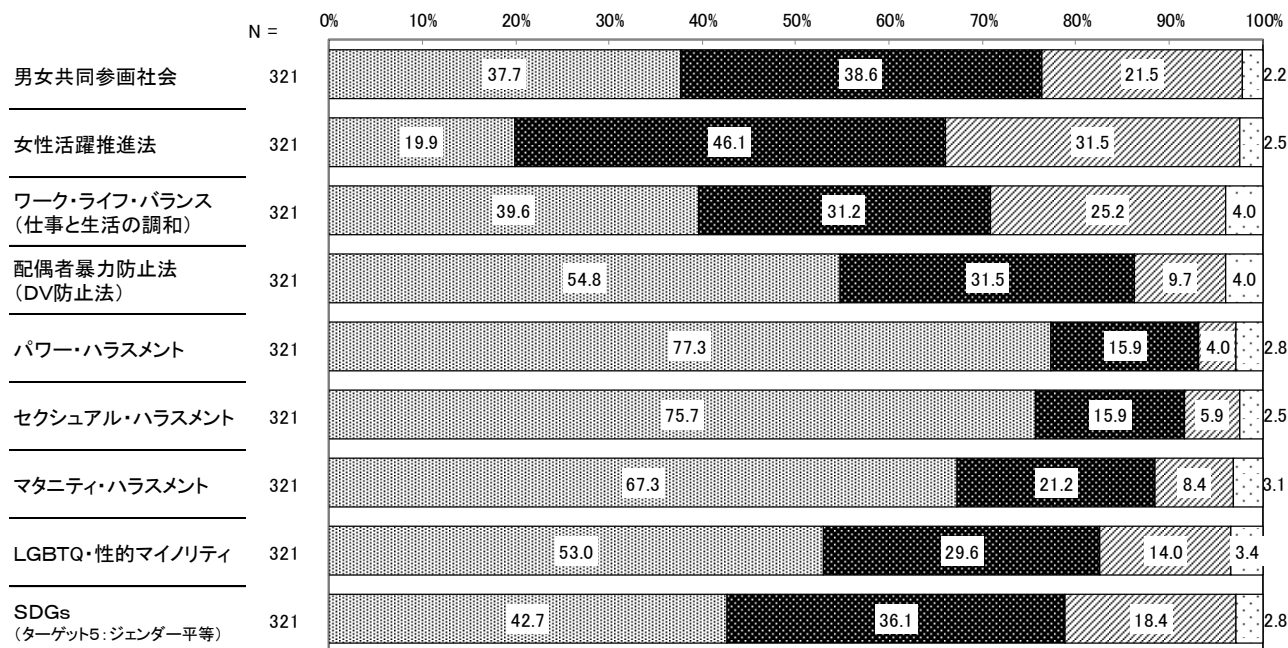
住民意識調査では、男女共同参画について、言葉の認知度は高くても、概念や内容までは広く知られていないことや知らないという意見も一定量あることがわかりました。法律が変わったり、使われる用語も多様となっていることをふまえた啓発が必要です。

性別役割意識に関して、多様な機会、場面を活用して広報・啓発活動を行うことが重要です。男女共同参画の基礎的な概念について理解し、法律や制度などについて知ってもらえるように、広報・啓発活動を促進することが重要です。

#### 男女共同参画に関する用語の認知状況(住民意識調査)

問1言葉の認知状況[%]

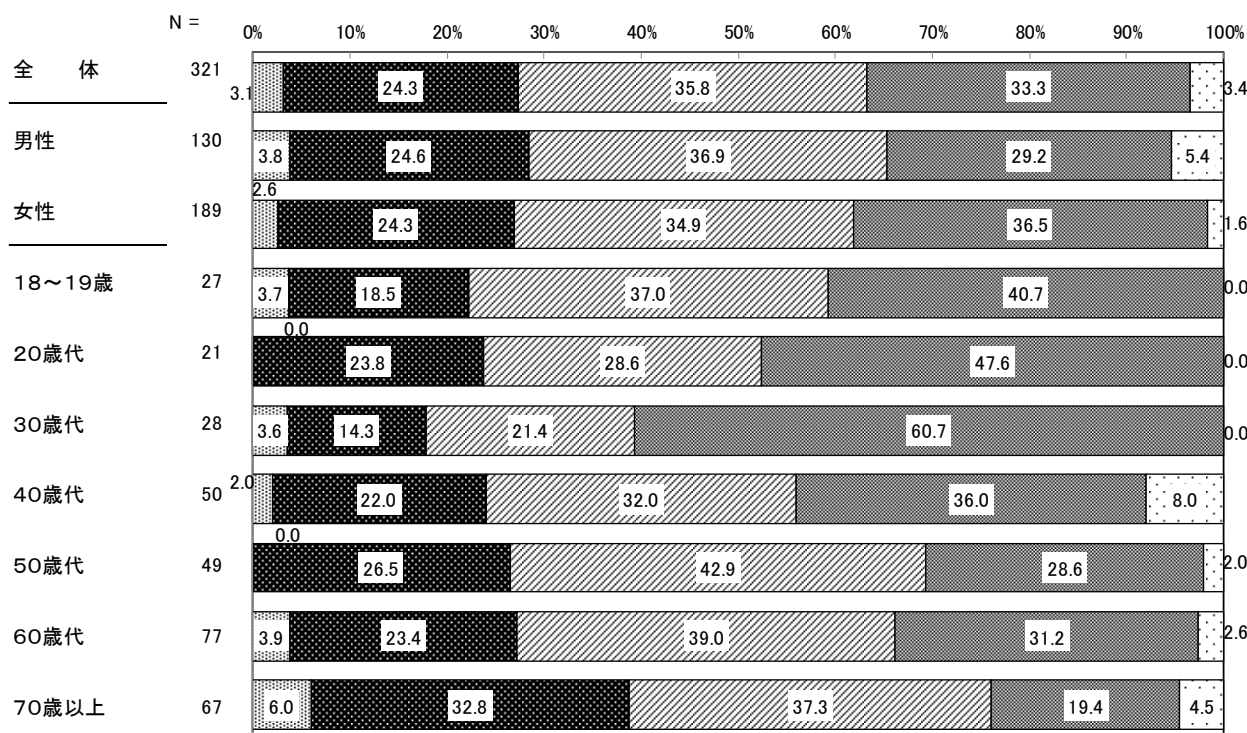
■ 言葉も内容も知っている ■ 言葉は聞いたことはあるが内容までは知らない ▨ 知らない □ 無回答



## 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について(住民意識調査)

問3「夫は外で働き、妻は家庭を守る」ということ[%]

■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ▨ どちらかといえば反対 ■ 反対 □ 無回答



※グラフの全体は男女・年代の無回答を含めており、合計が合致しません(以下同様)。

### 【施策の方向】

- 人権尊重と男女共同参画の意識を高めるための広報・啓発活動を継続して行います。

### (1)男女共同参画の意識づくり

施策名	取組内容	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	○男女共同参画に関する住民の理解が深まるよう、広報紙やホームページ、講演会や研修会等を活用して、啓発活動を推進します。 ○多くの住民に関心をもってもらえるように、関係団体や各種グループ等との連携と協力を図り、効果的な広報や啓発の方法を検討し実施します。実際に見たり聞いて学べる機会等の確保を図ります。	住民課
男女共同参画に関する講座等の開催	○男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する講座等を開催し、住民の参加を促進します。	住民課

施策名	取組内容	担当課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画に関連する情報を収集し、広報紙等を通して広く住民に提供します。</li> <li>○住民や事業所における男女共同参画に関する実態や意識等について、アンケート調査を行うなど、男女共同参画を推進していく上での基礎的な資料収集と提供に努めます。</li> <li>○アンケート結果を知らせたり、アンケート結果を活用した情報提供等を行います。</li> </ul>	住民課
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統行事や慣習などにおける固定的な性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」といった意識など)の解消を図るため、広報紙等での啓発を充実させます。</li> </ul>	住民課
広報「大崎上島」の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画週間」にあわせて、男女共同参画社会に関するテーマを取り上げ、継続して周知・啓発を行います。</li> </ul>	住民課 企画課

## (2)人権尊重の意識づくり

施策名	取組内容	担当課
人権に関する正しい知識と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課との連携により、「人権文化講演会」を開催し、広く住民に人権問題について啓発を図り、男女共同参画意識の向上に努めます。</li> <li>○性的マイノリティなどに関する正しい理解を深めるための啓発を行います。</li> </ul>	住民課 教育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人権講演会・ふくしのつどい」等、様々なイベントの開催を通して、人権に関する正しい知識と理解の促進に努めます。</li> </ul>	福祉課
人権問題に関する学習機会の提供と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民や企業、各種団体等を対象に、人権に関する基本的な知識や考え方を習得するための講座や学習会を実施し、人権教育・啓発の推進を図ります。</li> </ul>	住民課 教育課
平和活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女がともに平和活動に積極的に取り組めるよう、人権文化講演会などを通じて、人権尊重と平和への貢献意識を高めます。</li> </ul>	住民課
国際理解のための啓発推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「企業関係者等人権推進協議会」研修会などを通じて、外国人労働者の人権について啓発を図ります。</li> </ul>	住民課

## 住民・地域の取組

○男女共同参画財団との共催で研修会を開催しています。関心をもって参加してみましょう。
○男女共同参画推進計画の取組状況等を広報して、住民の関心が高まるように取り組んでいきましょう。

## 基本施策2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 【現状と課題】

人権の尊重や男女平等意識を育むには、幼少期から成長段階に応じて、多様な学習機会を通じて学んでいくことが大切です。住民意識調査でも、「男女共同参画社会の推進のために力をいれるべきこと」として、「学校教育において男女共同参画や人権の尊重についての教育を充実する」が多く回答されていますが、学校での教育や多様な学習機会の充実が、性別や年齢を問わず男女共同参画について理解を促し、男女共同参画を促す行動ができる人づくりにつながるといえます。また、社会に出てからも、男女共同参画に関する認識を深めることができるよう、様々な機会を活用した学習環境の充実を図っていく必要があります。

住民意識調査では、学校教育の場での男女の地位は、「平等である」が6割を超えています。

学校教育の場での男女の地位について(住民意識調査)

問2男女の地位(4)学校教育の場[%]							
	全 体	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	無回答
今回	321	12	67	211	11	-	20
	100.0	3.7	20.9	65.7	3.4	-	6.2
前回	384	10	78	265	9	3	19
	100.0	2.6	20.3	69.0	2.3	0.8	4.9



## 【施策の方向】

- 学校教育における男女共同参画の推進を図ります。
- 生涯を通じた男女共同参画推進のための教育・学習機会の拡充を図ります。
- 行政職員の研修機会の充実を図ります。

### (1)学校における教育・学習機会の充実

施策名	取組内容	担当課
男女共同参画意識を育む教育の推進	○学校において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育を進めます。性別にとらわれず、主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した教育及び進路・生徒指導を進めます。	教育課
性及び性感染症に関する学習機会の充実	○身体の発育・発達には個人差があることを理解し、同性や異性を大切にすることを育む教育を推進します。 ○小学校の体育科保健領域「体の発育・発達」、中学校保健体育科保健分野「心身の機能の発達と心の健康」において系統的に指導しています。道徳科、身体測定時においても、発達段階に応じた指導を行っています。学習を通じて、性機能の成熟や性との向き合うかの理解、また、性感染症とその予防についての理解を促進します。	教育課
いのちの大切さを育てる教育の充実	○大崎上島町人権教育推進プランを基に、各校において人権教育全体計画を作成し、計画的に人権教育を推進しています。「SOSの出し方教育」「SOSの受け止め方教育」を実施しており、継続して各校での人権教育を推進します。	教育課
人権尊重の教育と啓発の推進	○人権擁護委員と連携のうえ、小学1年生を対象に「人権の花」運動を展開し、植物を育てることを通して命の大切さを育みます。	住民課
保健所との連携事業	○「広島県三原特別支援学校大崎分教室」高等部の生徒を対象に、西部東保健所の担当者とともに授業を行っています。命の大切さや自分の性、お互いの性への理解を深める機会や実施方法等について検討して推進します。	保健衛生課

## (2)生涯を通じた学習機会の充実

施策名	取組内容	担当課
男女共同参画を推進する学習機会の充実	<p>○男女がともに生活力を身に付け、その個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくための学習機会の充実を図るとともに、広報紙等を通じた情報提供に努めます。</p> <p>○男女共同参画推進に関わる講演会や講座などを通じて住民の学習機会の充実に努めます。</p>	住民課
人権教育の推進	<p>○人権講演会や小地域学習会などを行い、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念に対する理解を深め、男女共同参画意識の向上を図ります。</p> <p>○メディアからの情報を主体的に読み解いていく能力(メディア・リテラシー)の向上を図るため、図書室を活用するなど啓発活動に努めます。</p> <p>○幼小中全教職員を対象に、大崎上島町教育委員会主催の人権研修を実施しています。人権教育の理念、個別課題等についての理解を深める機会として推進します。</p>	教育課
次代の親の育成	<p>○「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、妊娠から育児まで、親としての役割のみならず、家事・育児分担のあり方についても学習する機会を提供します。</p> <p>○「大崎上島学」の一環として、中学3年生を対象に「思春期ふれあい体験学習」を実施し、乳幼児とその保護者とふれあい、実感を伴った学びを支援します。</p>	教育課

## (3)行政職員の研修機会の充実

施策名	取組内容	担当課
町職員の男女共同参画意識の浸透	<p>○職員に対する研修の一環として、県主催の男女共同参画に関する講義等への参加を促し、男女共同参画意識の浸透に努めます。</p>	総務課
外国人受入れのための各種研修会への参加	<p>○外国人の受入れや、外国籍住民の心情の理解等について、窓口担当職員、国際交流担当職員が研修会(年2回程度)に参加し(公益財団法人ひろしま国際センター主催)、外国人の方も安心して町に住むことのできる体制を整備します。</p>	企画課

## 住民・地域の取組

○「男女」を分けるより困っている人を助ける、自分の意見をいえる地域づくりを進めましょう。
○家にこもらず、外にでて楽しく過ごせる場所づくりを進めましょう。
○県や町の講演会などへは周りの人に呼びかけをして、積極的に参加・学習しましょう。
○男女共同参画に関して学ぶ場をつくって参加しましょう。
○ライフスタイルの多様化、男女共同参画に関する意識を学校・教育の場で学習しましょう。

## 基本目標2. 環境づくり： 個性と能力を發揮して共に参画・活躍する環境づくり

### 【大崎上島町女性活躍推進基本計画】

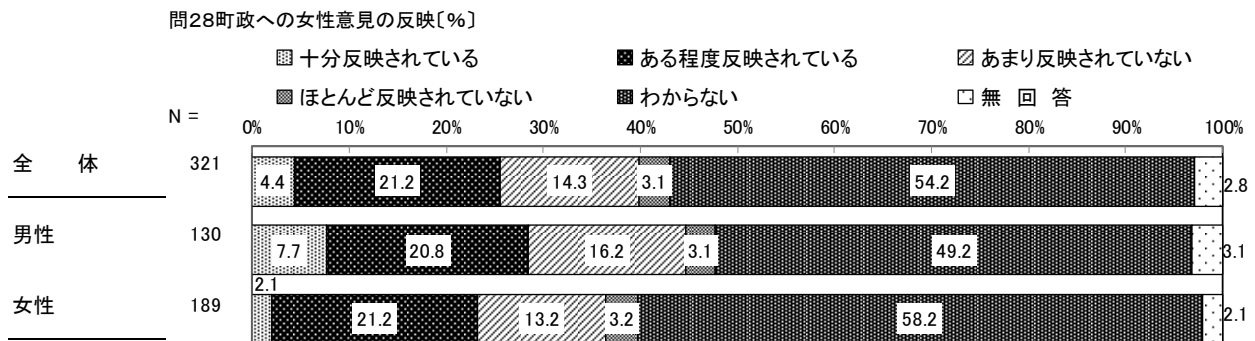
#### 基本施策3 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

##### 【現状と課題】

男女共同参画による活力ある社会の実現には、政策や方針の決定過程から男女がともに参画し、様々な意見を反映させることが必要です。女性の社会進出は進んでいますが、わが国は女性の国会議員比率など国際的に政治の場の女性参画の遅れが指摘されており、あらゆる分野で政策や方針の決定過程への女性の参画は十分とはいえません。

地域は家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の促進が求められています。地域活動では実際の活動は女性が担っていることが多いものの、立案や方針決定過程からの参画は少ない現状がみられます。このため、地域活動において立案・方針決定過程からの女性の参画を促進することが大切です。

#### 町の政策への女性の意見の反映(住民意識調査)



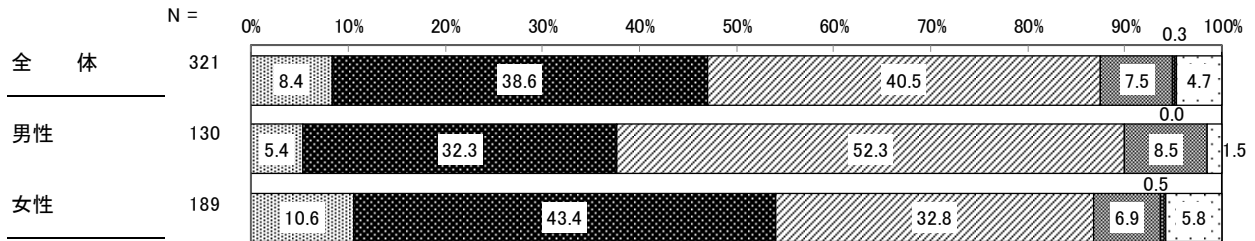
## 男女が家事等に積極的に参加するために必要なこと(住民意識調査)

問30男女が家事参加等に必要なこと[%・複数回答]																
	全体	男性が家事等をするに男性自身が抵抗感をなくすこと	女性が家事等をするに女性自身が抵抗感をなくすこと	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	「男は仕事、女は家庭」など固定的な考えを押しつけないこと	年配者や周りの人が夫婦の役割分担について理解を示すこと	労働時間の短縮等により仕事以外の時間を増やすこと	男女ともに働きやすい環境を整えること	男女ともに育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えること	男女が家庭生活等に関心を高める啓発や情報提供を行うこと	家事参加を広げる仲間づくりを進めること	家庭と仕事の両立等々男女が相談しやすい窓口の設置	女性が家事・子育てに積極的に参加できる環境を整える	その他	わからない	無回答
今回	321	132	54	158	179	104	64	167	142	44	18	37	136	6	28	8
	100.0	41.1	16.8	49.2	55.8	32.4	19.9	52.0	44.2	13.7	5.6	11.5	42.4	1.9	8.7	2.5
前回	384	177	77	210	201	136	89	169	171	60	35	38	148	6	23	13
	100.0	46.1	20.1	54.7	52.3	35.4	23.2	44.0	44.5	15.6	9.1	9.9	38.5	1.6	6.0	3.4

## 地域活動の中での男女共同参画(住民意識調査)

問2男女の地位(3)地域活動の中[%]

男性が優遇されている       どちらかといえば男性が優遇されている       平等である  
 どちらかといえば女性が優遇されている       女性が優遇されている       無回答



## 【施策の方向】

- 政策・方針の立案から意思決定過程への女性の参画を拡大します。
- 地域活動における男女共同参画を推進します。

### (1)企画・意思決定過程からの男女共同参画の推進

施策名	取組内容	担当課
審議会等における女性の参画促進	○各種審議会等への女性の参画を促進し、女性委員のいない審議会等を減らし、女性委員が増えるように、委員の選出規定の見直しや選出区分、選出方法の見直し等について指針を示し、庁内で有効に運用できるように努めます。あわせて、定期的に町の審議会及び委員会の女性参画状況について進捗状況を把握します。	全課
町職員の女性管理職への登用促進	○町女性職員の課長及び係長への登用を継続して促進します。	総務課
女性の人材育成と情報提供の促進	○女性が能力を発揮できる環境の整備や能力開発への支援を行うとともに、それらを通じて女性の意欲を高めていくための広報等を行います。	住民課 地域経営課
職員の能力開発と活用及び役職への登用	○性別にかかわらず、個人の能力と適性に応じた職域、職員配置と管理職への登用を行い、女性の管理職登用を積極的に行います。	総務課
経営・運営方針決定過程への女性の参画の促進	○引き続き、商工会と連携し、町内の事業所の代表や役員への女性の参画を働きかけます。	地域経営課
地域住民と来訪者との交流促進	○すみれ祭りイベントの開催やその他イベントの出店を案内し、町民や来訪者との交流を図っていきます。	地域経営課
ふるさとづくり事業	○ふるさとづくり全般に意欲ある住民であれば、だれでも活用できる「ふるさとづくり事業」補助金制度について、引き続き活用を促進します。	地域経営課
社会教育委員等への女性の積極登用	○社会教育委員等への女性委員の登用を促進し、女性委員3割以上の登用を目指しています。	教育課

## (2)地域活動における身近な男女共同参画の推進

施策名	取組内容	担当課
地域団体等における女性の参画促進	○男女がともに地域で担う役割についての認識を高め、企画・運営面にも対等に参画し活躍できる環境づくりに向け、地域団体等への働きかけと活動支援に努めます。	住民課 関係課
女性の消防隊や防火クラブ等の編成	○町地域女性連合会を中心に組織の強化を促進し、消防団出初式、その他防災啓発活動等への参加促進を図ります。	総務課
女性団体への活動支援	○地域活動への女性の積極的な参画を支援します。 ○男女とも生涯学習を推進し、有意義な公民館活動に参画しています。公民館教室の充実や大崎上島文化センター(情報プラザ・エル)を拠点としたネットワーク化を図り、女性の地域活動参加を促進します。	教育課
女性の視点からの防犯活動の推進	○地区女性団体による防災訓練や避難訓練を行うとともに、地域の女性団体などに向け、防災学習会を開催し、より多くの女性に、防災意識を高める機会を提供します。 ○地域防災計画や防災マニュアル、避難所運営マニュアル等の作成において、女性委員の登用を積極的に行い、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を推進します。	総務課
自治会活動の男女共同参画	○現状では役員の女性登用は行われており、自治会ごとで状況が異なることを踏まえ、活動を支援します。	総務課

### 住民・地域の取組

○あらゆる分野に挑戦・学習・体験できる機会、男女が活躍できる場をつくっていきましょう。
○女性も積極的に主体的に行動し、自ら輝く！を常に意識しましょう。
○政治・教育分野(大学・高等学校など)で女性の研究者、教育の絶対数が世界的にみてわが国は低い状況なので、あえて女性枠を設けて登用や活躍ができるようにしましょう。
○町の審議会等に参加してみましょう。

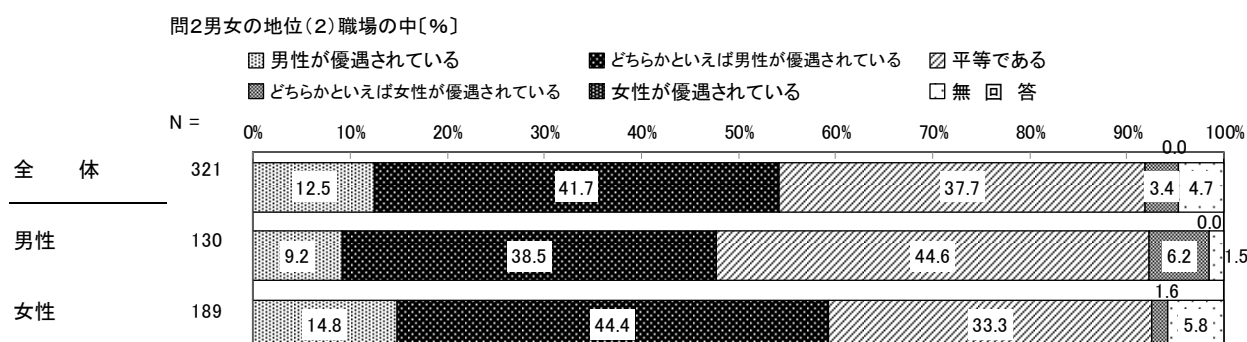
## 基本施策4 職場における男女共同参画・女性活躍の推進

### 【現状と課題】

男女雇用機会均等法や育児・介護休暇制度が導入され、性別による雇用条件や雇用形態の違いは徐々に改善されてきました。本町の産業においても、女性は常に大きな力となり、町の経済を支えてきました。

雇用と職業生活において、職場の一人ひとりが性別にかかわらず、それぞれの能力を発揮していきいきと働ける環境を整えることが重要です。また、男女の働きやすい環境を整えるためには、育児休暇や介護休暇制度など仕事と家庭が両立できる支援体制や職場の理解も重要です。

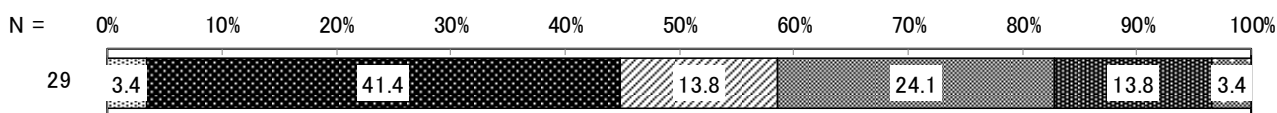
### 職場の中の男女平等(住民意識調査)



### 事業所の状況(事業所調査)

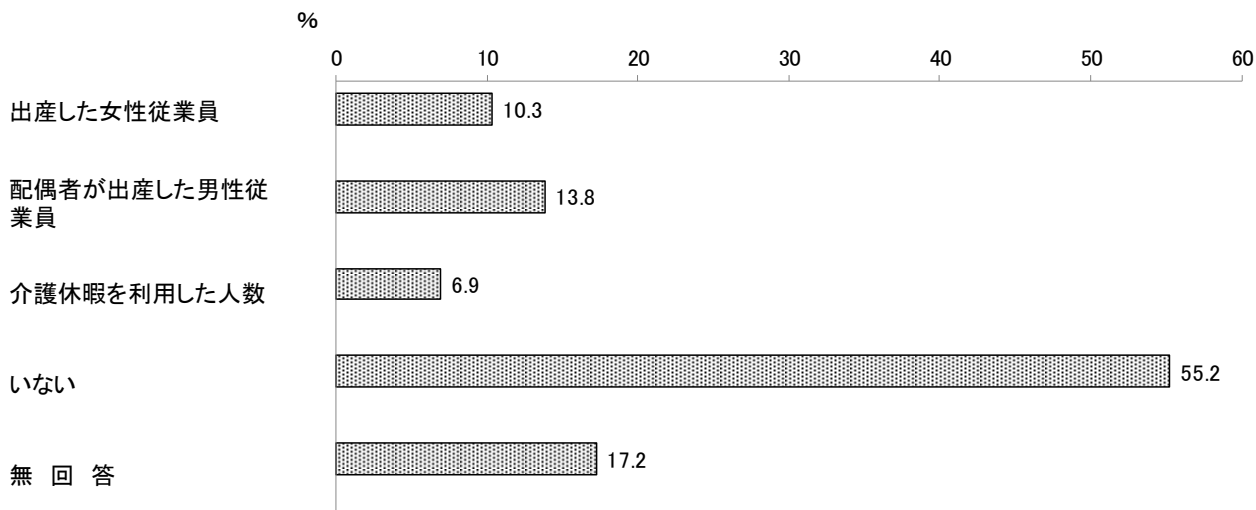
問3女性従業員の占める割合[%]

■ 0%    ■ 1%~10%未満    ▨ 10~30%未満    ■ 30~50%未満    ■ 50~80%未満    ■ 80%以上



問4育児休業・介護休暇取得従業員[%・複数回答]

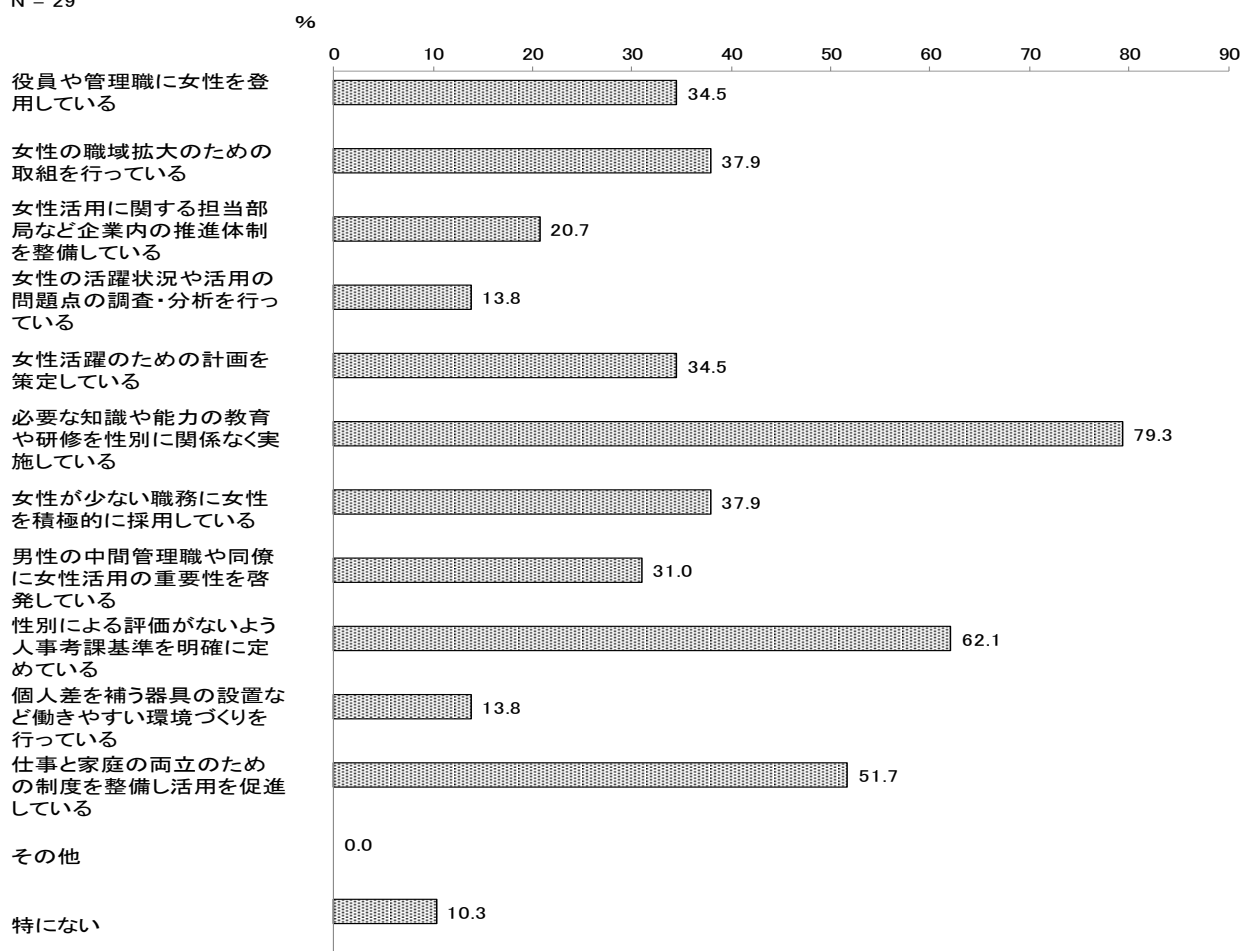
N = 29



## 事業所が女性活躍推進で取り組んでいること(事業所調査)

N = 29

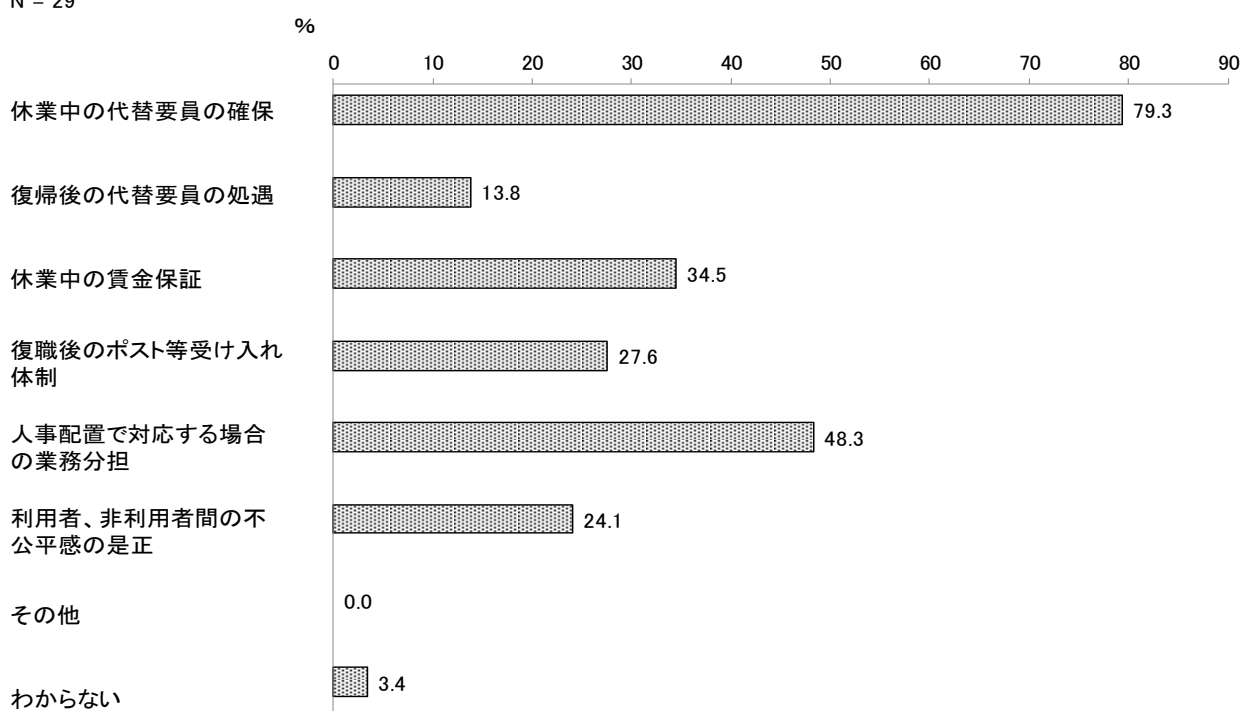
問6事業所の取組[%・複数回答]



## 育児・介護(看護)休業制度の定着に事業所が必要だと思うこと(事業所調査)

N = 29

問10育児・介護休業制度定着に向けた課題[%・複数回答]



## 【施策の方向】

- 事業所・団体などにおける男女共同参画を推進します。
- 大崎上島の産業における男女共同参画の推進を図ります。

### (1)雇用機会の確保と処遇向上に向けての啓発

施策名	取組内容	担当課
事業所・団体などでの男女平等教育の推進	○「企業関係者等人権推進協議会」を通じて企業・団体等に対する人権問題啓発研修を行い、男女共同参画についての理解を促進します。	住民課
事業所や自営業者等に対する啓発	○仕事図鑑を設置し、島内の仕事や働く人の魅力を発信。引き続き継続して発信していきます。	地域経営課

### (2)能力発揮の促進支援・職域拡大の支援

施策名	取組内容	担当課
認定農業者育成事業	○現在の女性認定農業者は1割程度にとどまっています。今後も引き続き、JA 及び県と連携しながら女性認定農業者への取組を推進します。	地域経営課
大崎上島町新規就農者育成事業	○夫婦営農を含め現在の女性新規就農者は3割程度に達しています。今後も引き続き女性新規就農者を支援していきます。	地域経営課
女性の起業家に対する情報の提供	○商工会と連携して、創業する女性に対して、創業に関する補助制度の説明や起業に対する相談に対応しています。	地域経営課
雇用に関する情報提供と相談体制の整備	○ハローワーク竹原からの求人情報を広報紙や窓口等で提供します。 ○年に3回相談窓口の開設及び Web での相談会を実施しています。情報提供については、本庁、各支所に求人情報を置きいつでも閲覧できるようにしています。	地域経営課
一般事業主行動計画策定の啓発	○「企業関係者等人権推進協議会」や商工会を通じて、一般事業主行動計画の策定や、女性活躍に関する啓発をします。商工会と連携して啓発しています。	地域経営課 住民課 福祉課

### (3)男女が働きやすい職場環境の向上

施策名	取組内容	担当課
職場慣行の見直しに向けた事業所への広報・啓発の推進	○市内の事業所に就業形態や職場慣行の見直しについて、本庁、各支所でチラシを配布し、商工会と連携して啓発しています。	地域経営課 住民課
職場のハラスメント防止の取組の促進	○職場で起こりやすいハラスメント(パワハラ、モラハラ、セクハラ、マタハラ等)について事業所の防止対策の必要性を啓発し、取組事例の紹介などを、本庁、各支所でチラシを配布し、商工会と連携して啓発しています。	地域経営課 住民課
働きやすい職場環境づくりの支援	○働きやすい、働きがいのある職場づくりに向けて、事例や調査結果、中小企業事業主向けの支援策などを紹介します。	地域経営課
町役場が職場モデルとなるための取組の推進	○町役場が働きやすい職場のモデルとなるように、次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画を推進します。 ○休暇簿やストレスチェックを紙媒体で管理・配布していますが、今後は DX を活用し、ペーパーレス化を促進します。	総務課
多様な働き方の啓発	○男女が多様な働き方の選択肢を広げられるように、パートタイムや派遣労働者の労働環境の向上について、本庁、各支所でチラシを配布し、商工会と連携して支援策等を紹介しています。	地域経営課

#### 住民・地域の取組

○男女問わずポジティブに考えられる言葉選び、職場環境の風通しの良さを考えていきましょう。

○女性の活躍の場を積極的につくっていきましょう。



## 基本施策5 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【現状と課題】

住民一人ひとりが年齢や性別にかかわらず、やりがいを感じながら働くとともに、健康を維持し、いきいきとした生活を送るためには、仕事と家庭生活との調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの考え方が重要です。

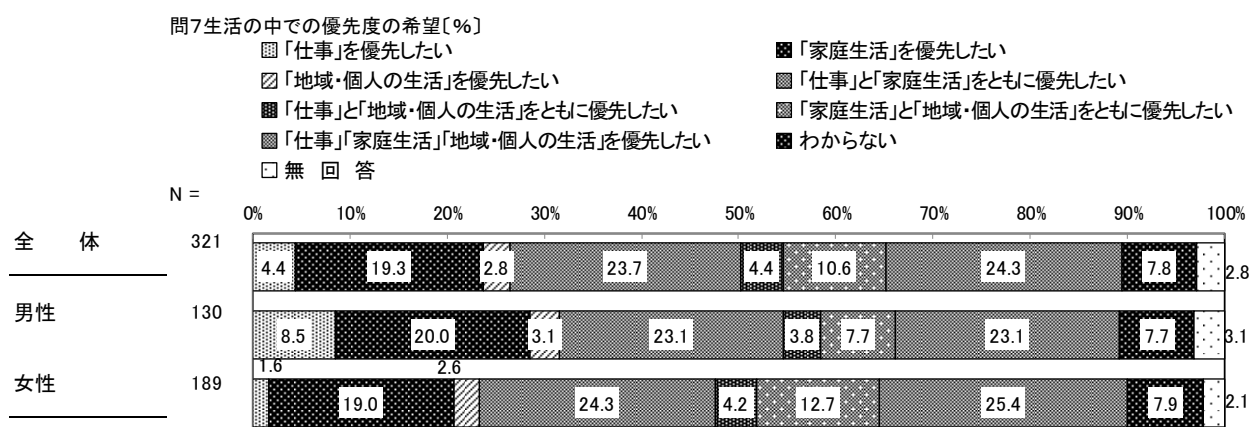
しかしながら、家庭における家事・育児・介護の多くは、女性が担っている場合が多く、育児や介護のために仕事や学習機会を諦めたり、多忙で健康を損ねたりする人もいます。一方、男性は労働時間が長い傾向はありますが、共働き世帯も増えており、共に家庭生活に取り組む意識は高まっている状況が見受けられます。

住民意識調査では、男性と女性がともに家事等に積極的に参加するために必要なことについて、「『男は仕事、女は家庭』といった固定的な考え方を押しつけないこと」や「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が多くなっています。男女ともに「働きやすい環境を整えること」や「育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えること」が必要という回答も多く、男性にとっても仕事と家庭の両立が課題であることがわかります。

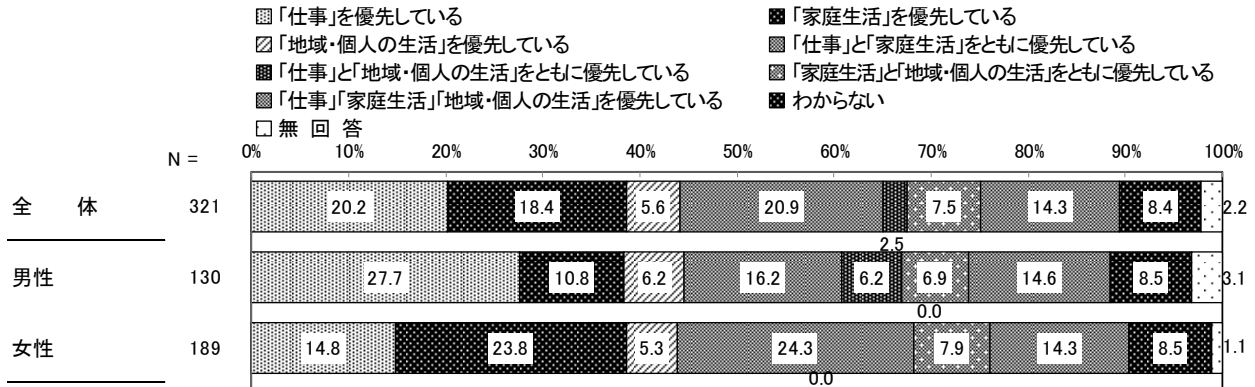
また、仕事と家庭の両立のためには、子育て家庭の負担の軽減も重要となります。子育て環境や支援策も求められています。

住民意識調査では、男性も女性も「仕事」を優先したいと考えている人よりも、現実に「仕事」が優先になっている人の割合が大きく上回っています。また男性は、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」という理想よりも、現実の割合のほうが下回っています。仕事と家庭生活の調和には、理想と現実のギャップがあるという結果がでています。

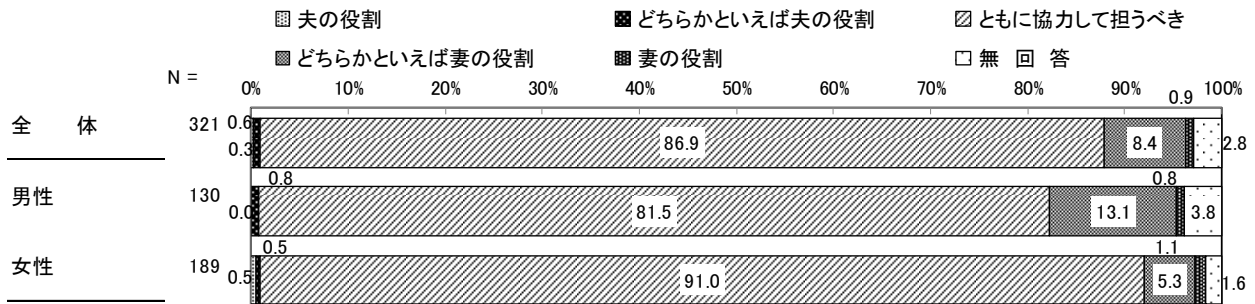
「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度（住民意識調査）



問8生活の中での優先度現状[%]



問6役割(2)子どもの世話、しつけや教育[%]



【施策の方向】

- 家庭における男女平等の意識づくりを推進します。
- 子育て環境の整備と支援策の充実を図ります。

(1)ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発の推進

施策名	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	○家事分担の実態を調べながら、女性に家事・育児が集中しがちな問題点や、協力しあうことの大切さについて考え、家族全員がそれぞれ家族の一員として協力しようとする意欲を育む教育を推進します。	教育課 住民課
事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	○適切な仕事時間と生活時間の配分、家事・育児についての男女の適切な役割分担など、ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、広報紙等を通じて事業所等に対する周知・啓発を行い、仕事と家庭の両立についての理解を促進します。 ○育児・介護休業制度などの普及・啓発に努めます。	住民課 地域経営課

## (2)仕事と子育て・介護の両立・調和の支援

施策名	取組内容	担当課
地域の子育て環境の整備と支援体制の充実	○子ども・保護者が手を取りあって成長し、安心して暮らせる地域づくりを推進するために、関係機関、地域が関わる子どもの健全育成活動や子育て支援の仕組み・つながりをつくり、多くの住民の参加と交流を広げていくよう取り組みます。	福祉課
地域子育て拠点事業	○子育てに関する悩みを気軽に相談でき、遊びと仲間づくりの拠点として、きらきらランドを開設しており、体制確保を支援して確保に努めます。	福祉課
児童虐待防止ネットワークの強化	○要保護児童対策地域協議会を通じて、民生委員児童委員、警察等との支援ネットワークを確保しており、継続して地域の見守りと虐待防止に取り組み、調整が必要なケースへの適切かつ迅速な対応に努めます。 ○家庭児童相談員(母子・父子家庭自立支援員)を配置して相談支援を行い、必要に応じて県の児童家庭センター等の関係機関と連携を図ります。	福祉課
乳児家庭訪問	○出生児全員に地区担当保健師が家庭訪問または面談を実施しています。引き続き実施予定です。	保健衛生課
子育て支援ネットワークの構築	○少子化の進行により子ども同士のふれあいの機会が減少し、子どもの健やかな成長に対する影響が懸念されています。また、女性の社会進出など就労環境の変化、地域における近隣関係の希薄化など、子育てに関わる環境が大きく変化していることから、さらなる子育て支援のため、家庭や地域・こども園・幼稚園・学校・行政及び企業等のネットワーク構築に努めます。	福祉課
多様な保育サービスの充実	○子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービスの充実を図り、今後も多様な保育ニーズへの対応を図ります。	福祉課
放課後児童対策・こどもの居場所づくりの充実	○放課後のこどもの居場所として、留守家庭児童の健全育成及び安全の確保のため、放課後児童対策(放課後子ども教室わくわくスクール)を開設しています。今後も様々な体験活動を取り入れながら推進します。	教育課

## 住民・地域の取組

○仕事と家庭の両立ができる職場づくり、有給休暇がとれる仕組みづくりなどを考えていきましょう。
○家族の一員として協力し合う、子どもにお手伝いや家での役割を担ってもらうなど、家庭で男女共同参画を取り入れていきましょう。
○理想と現実(仕事優先の社会)とのギャップを埋めるには、地域の中であらゆる機会や場面を通し、会話していくことが必要です。

# 基本目標3. 安心づくり: だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり

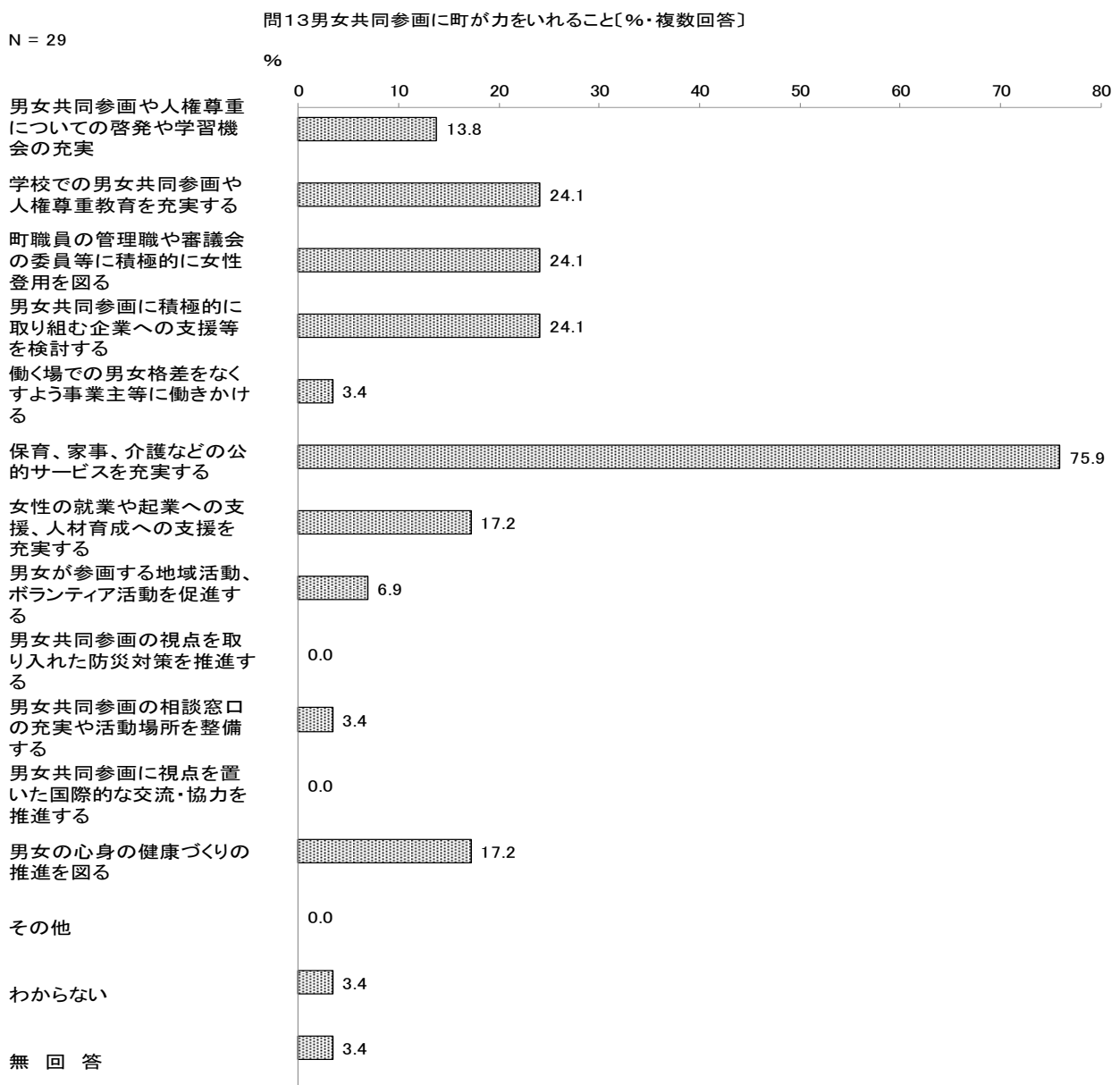
## 基本施策6 生涯を通じて自立した暮らしを支える健康福祉の推進

### 【現状と課題】

心と身体の健康を保持して健やかな日々を送ることはだれもが共通に願うことですが、女性は妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。男女がお互いの健康についての理解を深め、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期といったライフステージに応じた健康づくりが重要です。

また、ひとり親や障害者への支援、自分や家族に介護が必要になったときでも自立した生活ができるような仕組みづくりが必要です。

### 男女共同参画を積極的に進めるために町が力を入れていくべきこと(事業所調査)



## 【施策の方向】

- 心と身体の健康づくりの支援など、生涯を通じた健康対策を推進します。
- ひとり親や高齢者、障がい者等の自立した生活のための支援を行います。

### (1)生涯を通じた健康対策の推進

施策名	取組内容	担当課
食育の推進	<p>○妊婦への支援としては、相談がある方に随時個別で対応しています。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調理実習や試食を伴わない形での活動となっていました。現在は感染対策を行った上で調理や試食も再開しています。今後も関係機関と連携し、幅広い世代の要望や課題に沿って食の大切さや食育の普及啓発を行っていきます。</p>	保健衛生課
妊娠期の相談支援	<p>○妊婦に対して相談活動などで(男女共同参画や女性の健康についても)啓発を行います。</p> <p>○個別で助産師相談会を年に6回実施して、妊娠期の相談に活用しており、妊婦の個別相談支援を行います。</p>	保健衛生課
こころの健康づくりの支援	<p>○こころの健康相談日を設け、保健師、障害者相談員、精神保健福祉士、精神科医の相談を毎月または隔月で実施しています。相談日以外は、随時、来所相談等に応じる支援体制の充実を図ります。</p> <p>○こころの病気の正しい理解や早期対応に向けて支援するとともに、自殺予防の対策を推進します。</p>	保健衛生課
親子の健康支援	<p>○「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、母子への支援サービスを実施します。</p> <p>○こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期の子育て家庭を支援、こどもからの相談支援等、寄り添い方の相談支援体制の充実を図ります。</p>	保健衛生課
飲酒・喫煙等の健康被害に関する学習機会の充実	<p>○飲酒に関する学習の機会として講演会等を実施しており、今後も引き続き取り組みます。</p> <p>○喫煙については、検診や妊娠届出時等保健事業の場を活用し、啓発します。</p>	保健衛生課
生活習慣病・がん対策	<p>○健康相談・がん検診・生活習慣病にかかわる検査等・健康教室を通して、生活習慣病の予防や重症化予防、がんの予防やがんの早期治療へとつながるように取り組んでいきます。その中で、様々なライフステージにある男女の状況を考え工夫することで、それらの事業が活用されやすいよう取り組みます。</p> <p>○健康づくりに関する情報発信、普及・啓発の効果的な方法を検討しながら、町民一人ひとりが自身の健康について見直したり、相談できるよう継続実施していきます。</p>	保健衛生課

施策名	取組内容	担当課
地域保健対策協議会との連携	○西部東保健所が開催するHIV予防対策協議会の委員として会議に参加します。また地域保健対策協議会や健感染症疾病センターが主催する研修会を受講して、地域での保健活動に活かしていきます。	保健衛生課
こころの健康づくりの推進	○自殺対策計画に基づき、自殺者数0を目指し取組を実施していますが、達成できていない現状にあります。引き続き自殺対策計画に基づき、各種取組を実施していきます。	保健衛生課

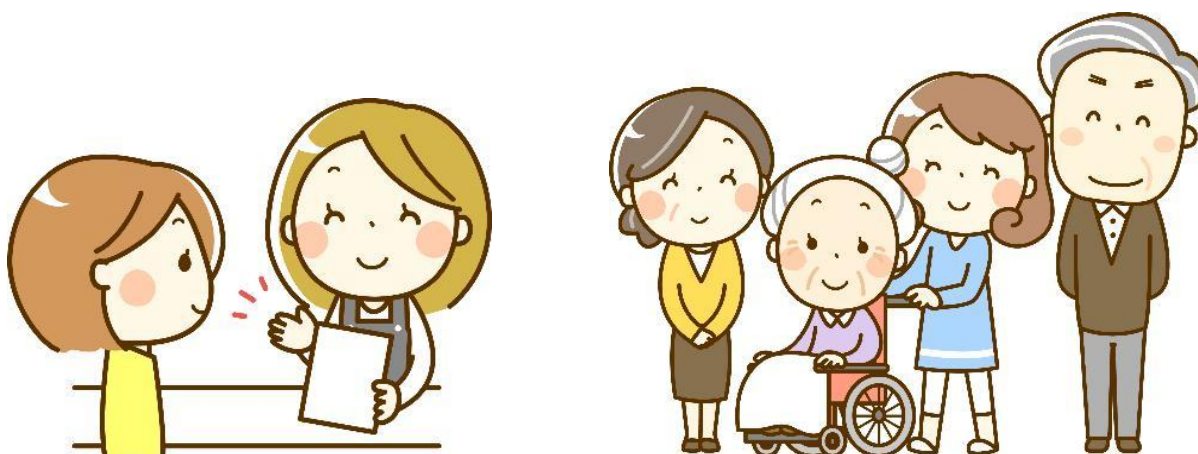
## (2)自立した生活のための支援

施策名	取組内容	担当課
ひとり親家庭への支援	○自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業などを通じて、母子・父子家庭等ひとり親家庭の自立を支援します。 ○母子・父子家庭の福祉等の増進に向け、支援を行います。 ○母子・父子自立支援員(家庭児童相談員)の配置を検討し、相談活動を実施し、必要に応じて県の西部こども家庭センター等関係機関と調整を図ります。	福祉課
障がい者の自立支援	○障害者福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施し、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、障がい者施策の機能強化と充実に努めます。	福祉課
高齢者の自立支援	○老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、地域包括ケアシステムの構築、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援サービスを実施し、自立支援・重症化予防に取り組めます。 ○介護保険利用ガイドを作成し、各戸へ配布します。	福祉課
社会福祉協議会との連携による福祉サービスの提供	○ボランティア活動・寄付等によって、広く住民から支援を受けている社会福祉協議会の活動を支援します。今後も、地域で求められる福祉サービスの提供、質の向上に努めます。	福祉課
相談支援体制の充実	○相談者のプライバシーに配慮しながら適切な対応や支援を行うため、相談窓口体制の充実に努めます。 ○障がい者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用支援等、地域生活に必要な相談支援を行います。 ○生活保護や介護、健康など、様々な立場での相談体制を充実し、関係機関と連携しながら経済的自立と生活安定のため、早期の課題解決に努めます。	福祉課

## 住民・地域の取組

○健康や介護予防に関する講座、サロン活動に参加・協力しましょう。

○相談できる場所、窓口を知っておきましょう。



## 基本施策7 あらゆる暴力を許さない体制づくりの推進 【大崎上島町DV防止基本計画】

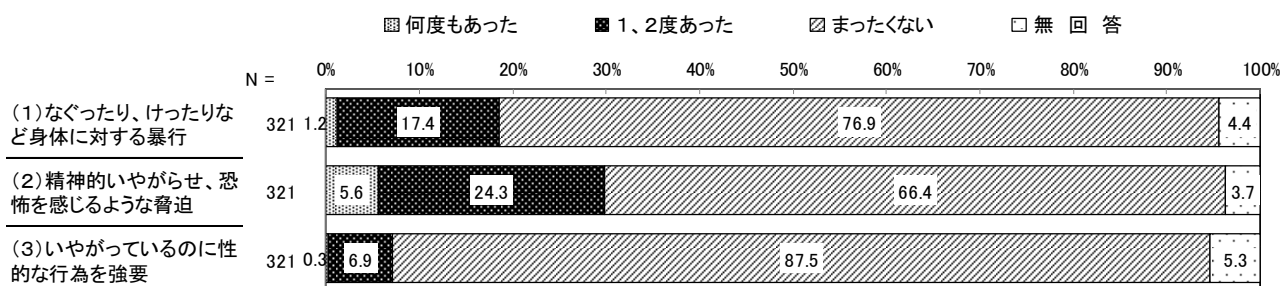
### 【現状と課題】

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会形成の基本ですが、現実には配偶者やパートナー・恋人など、男女間のドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなど様々な問題があります。子どもや高齢者に対する虐待も同様ですが、男女間の暴力は問題が表面化しにくいことから、防止のための啓発活動、相談窓口の周知と相談体制の確保、被害者保護と自立支援が大変重要です。

職場・学校・地域などでのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止のために、関係機関と連携した啓発活動も進め、男女の人権が尊重される社会をめざすなど、人権を侵害する暴力等の課題の解決に一層の努力が必要です。

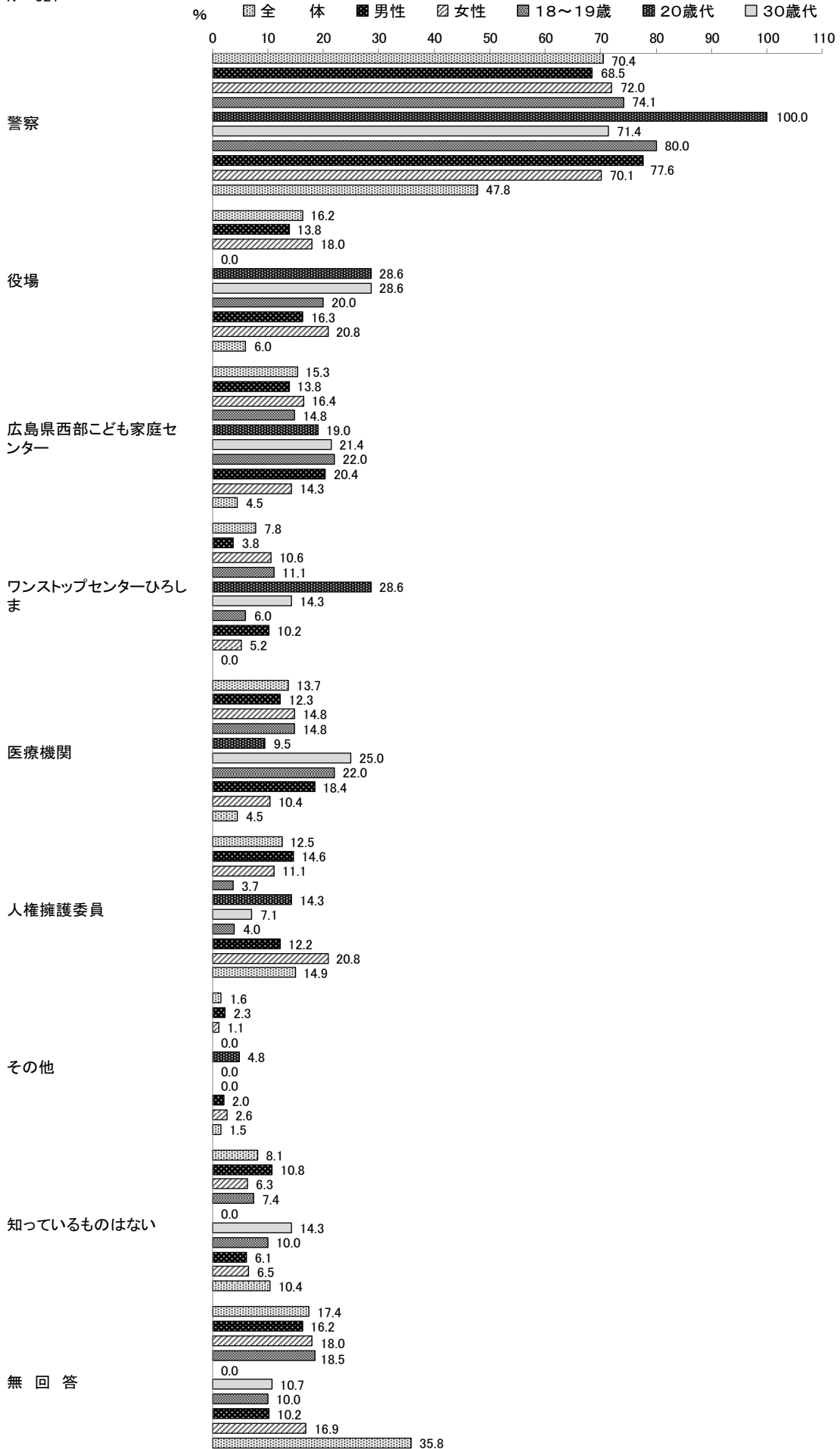
### DVに関すること(住民意識調査)

問16身近な場でみたこと[%]

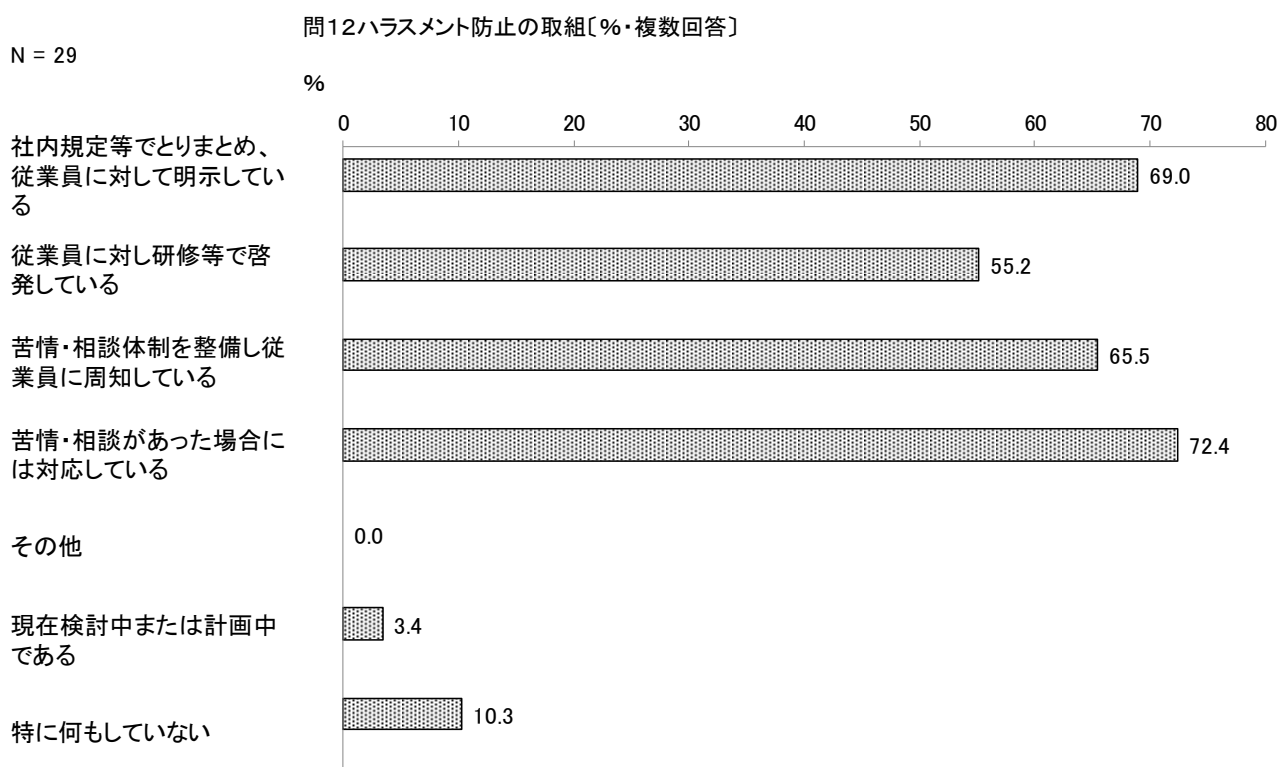


N = 321

問23暴力を受けたときの相談機関[%・複数回答]



## 職場での各種ハラスメント防止対策(事業所調査)



### 【施策の方向】

- 男女間の暴力（DV）の防止、被害者を保護するための取組を推進します。
- セクシュアル・ハラスメント等、男女間のあらゆる暴力根絶に向けた対策に取り組めます。

### (1)男女間の暴力(DV)の防止、被害者支援の推進

施策名	取組内容	担当課
男女間の暴力の問題に関する広報・啓発	○男女間の暴力(DV)についての認識を深め、暴力を防止するため、広報紙等による啓発活動に努めます。 ○次世代を担う若者を対象に講座等を行い、デートDV防止についての啓発活動に努めます。	住民課
男女間の暴力の防止と被害者支援の推進	○警察機関等との連携、本籍地、前住所地等の確認により、住民のDV被害者支援として、住民票、附票の交付制限措置を行います。 ○広島県西部子ども家庭センターや警察等関係機関等と連携しながら、DV被害者にとってより相談しやすい体制の充実を図ります。	住民課

施策名	取組内容	担当課
町営住宅入居への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV被害者等の単身での入居申請を受け、優先入居を配慮します。</li> <li>○入居条件を満たしている20歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)に対して、優先入居に配慮します。</li> <li>○子育て世代に良質な賃貸住宅を提供することにより、活力ある世帯の定住の促進及び良好な居住環境の確保に努め、地域の活性化と福祉の増進に寄与します。</li> </ul>	建設課
関係団体との連携と被害者支援の充実	○DV被害者の支援に向け、関係課、関係機関との連携により、利用可能な制度や手続きの支援を行います。	福祉課
女性の人権相談への支援	○人権擁護委員協議会が実施する、広島法務局東広島支局員・人権擁護委員による特設人権相談所の開設を継続して支援します。	住民課
こども家庭センター	○母子健康包括支援センター機能を充実させ、令和8(2026)年度にこども家庭センターの設置を目指し、妊娠期からの伴走型支援と包括的な相談支援体制の充実を図ります。	福祉課 保健衛生課

## (2)各種ハラスメント等の防止対策の推進

施策名	取組内容	担当課
ストーカー被害の防止	○特定の人に対して執拗につきまとい、待ちぶせ、押しかけ、無言電話等の行為(ストーカー)の防止について、広報紙等による啓発・周知に努めるとともに、関係機関と連携し防止に努めます。	住民課
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セクシュアル・ハラスメント等による被害を未然に防止するために、職員への啓発に努めます。</li> <li>○広報紙等による告知、チラシやパンフレットの配布などを通じて啓発活動を促進し、防止に努めます。本庁、各支所でのチラシの配布、商工会と連携して支援策等を紹介しています。</li> </ul>	住民課 総務課 地域経営課
防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民や関係機関と連携し、防犯体制の充実を図るとともに、防犯に関する啓発・広報を行います。</li> <li>○地域住民や関係機関と連携し、住民の自主防犯意識を醸成する取組を検討します。</li> <li>○女性や子どもをはじめとして住民が安全に、安心して活動できるよう、地域からの要望に応じ、防犯灯や防犯カメラの新設を行います。</li> </ul>	総務課

## 住民・地域の取組

○無視、何気ない言葉、監視など他にも暴力はあるので、広報誌、ポスター、大崎上島町以外の人（プライベートがわかりにくいように）に相談できる場所を周知しましょう。

○暴力ではなく言葉で自分の思いを伝えあえる関係づくりを進めましょう。

○暴力を肯定する社会をつくらないこと、すべてのハラスメントは犯罪とする社会・ルールをめざしましょう。

○地域の高齢者の会合、サロン等で情報交換したり、話し合ったりしましょう。



## 基本施策8 みんなが安心して暮らせる地域づくり

### 【現状と課題】

地域においては、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身世帯の増加など、様々な社会環境の変化が生じています。子育てや介護、防犯、防災などに大きな役割を果たしてきた地域社会のつながりは、核家族化が進んだ現在、改めてその役割の大切さが再認識されています。悩みや問題を抱えた人が孤立することのないよう、地域社会における支え合いや助け合い活動、相談しやすい環境づくりを進めていくことが大切です。

そのためにも、地域における付き合いや伝統は大切にしながらも、互いの一人ひとりの考え方や行動を尊重できるコミュニティづくりへの日頃の取組が重要です。

また、近年、地震や風水害など災害が相次いでいます。防災や災害時の避難所などに関し、女性の視点の必要性が指摘されています。安心して毎日の生活を送ることができる防災体制の整備には、女性の視点を活かすことも重要です。



## 【施策の方向】

- わがごとまるごと地域共生社会をめざして、日常的な支え合いや見守り活動を推進します。
- 様々な課題を抱えて支援が必要な世帯が地域で孤立しないように、地域で支えあうまちづくりをめざします。
- 災害に負けないまちづくりをめざし、男女共同参画の視点にたった防災活動を推進します。

### (1)互いに支えあうまちづくり

施策名	取組内容	担当課
支援ネットワーク体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に対し、高齢者世帯巡回相談員が週1回程度訪問し、安否確認を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ります。</li> <li>○徘徊の恐れのある高齢者及び障がい者の安全確保とその家族への支援体制の充実を図ります。</li> <li>○障がいがある方の身近な相談と専門性の高い相談に対応できるように、関係課や町内外の各相談窓口のネットワークの強化を図ります。</li> </ul>	福祉課
青少年育成及び家庭・各関係機関との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国・県・関係団体と連携・協力しながら、青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動、青少年の非行防止及び社会環境の浄化を図るための諸活動等に取り組み、住民等への周知や啓発に努めます。</li> </ul>	福祉課 (教育課)
介護・福祉相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障がい者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務を継続して行っています。</li> </ul>	福祉課
地域での孤立を防止する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、自殺予防週間や自殺対策強化月間には広報に掲載し、啓発活動を行っていきます。</li> <li>○地域福祉計画にもとづく、見守り活動や支え合い活動など地域福祉活動の推進を図ります。</li> <li>○子どもの貧困解消対策、生活困窮者自立支援など支援が必要な人・世帯が地域での孤立を防ぐため、生活困窮支援相談事業と協力して、支援の必要な人に必要な取組をします</li> </ul>	保健衛生課 福祉課

## (2)男女共同参画の視点にたった防災活動の推進

施策名	取組内容	担当課
防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や公共施設・道路など防災対策が必要な箇所について把握するとともに、計画的に修繕等を実施します。また、避難場所や避難経路などの周知・広報に努めます。</li> <li>○障がい者や高齢者などで災害時に避難などに支援を要する人を把握し、災害時の支援につなげていくため、避難行動要支援者台帳の整備に取り組みます。</li> <li>○災害発生時の避難対策として、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、特に配慮が必要な人のための福祉避難所の確保に努めます。</li> <li>○地区女性団体による防災訓練や避難訓練を行うとともに、地域の女性団体などに防災学習会を開催し、より多くの女性に、防災についての意識を高める機会を提供します。</li> <li>○地域防災計画や防災マニュアル等の作成において、女性委員の登用を積極的に行い、男女のニーズの違いを反映した防災体制を推進します。</li> </ul>	総務課
防災活動における各課連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常の見守り活動とあわせて、関係課や消防署等との連携を図ります。災害時等における地域の支援体制の構築のため、防災学習会や訓練の実施や継続の働きかけを行います。</li> </ul>	総務課 福祉課

### 住民・地域の取組

○地域活動の推進—興味・特技・金銭面と様々なので色々な「共に参加する場所」の提供、人が顔見知りになること、困ったことがあったら相談できる仕組みをつくっていきましょう。
○ご近所で互いに認め支え合える関係を続けていきましょう。
○高齢化や一人暮らしの世帯が増加する中、地域社会において支え合いの意識をもった福祉的な支援や相談しやすい環境、関係性を保持していくことが重要です。そのためには、自治組織をはじめ、女性会、老人クラブなどで日常的なつながりを大切にしていきましょう。

## 第4章 主な指標

項目	現状 (令和5(2023) 年度)	指標 (令和11(2029) 年度)	備考
<b>基本目標1 人づくり:人権尊重と男女共同参画の意識づくり</b>			
人権擁護・男女共同参画等に関する講演会の開催	年1回	年1回	住民課
男女共同参画に関する啓発	町広報による啓発	町広報による啓発	住民課
男女共同参画社会の言葉と内容の認知度	37.7%	45.0%以上	意識調査(内容までわかっている人の割合)
社会全体での男女平等感	22.7%	30%以上	意識調査(男女平等だと思う人の割合)
「男は仕事、女は家庭」とは思わない人	男性 66.1% 女性 71.4% 70歳未満 72.6% 70歳以上 56.7%	男性 75%以上 女性 75%以上 70歳未満 75%以上 70歳以上 60%以上	意識調査(あまり思わない、思わない割合)
人権問題、男女共同参画に関する研修(町職員)	実施	実施	総務課
<b>基本目標2 環境づくり:個性と能力を發揮して共に参画・活躍する環境づくり</b>			
審議会等委員のうち女性委員の占める割合	34.2%	40%以上	全課
女性委員がない審議会等	15%	10%以下	全課
地域活動での男女平等感	40.5%	45%以上	意識調査(男女平等だと思う人の割合)
女性(25~44歳)の就業率	72.7%	増加	国勢調査
新規女性就農者数	合計3人 (平成30(2018)年度から)	増加	地域経営課
女性活躍推進特定事業主行動計画を策定している事業所	48.3%	55%以上	意識調査
町役場課長相当職以上の女性職員の割合	10% 1人	20% 2人	全課
ワーク・ライフ・バランスの言葉と内容の認知度	39.6%	50%以上	意識調査(内容までわかっている人の割合)
町職員のメンタルヘルス対策の実施	実施	実施	総務課
町職員の年次有給休暇取得日数	15日と1時間	増加	総務課
町男性職員の育児休業取得者	1人	増加	総務課

項目	現状 (令和5(2023) 年度)	指標 (令和11(2029) 年度)	備考
基本目標3 安心づくり:だれもが自分らしく地域で暮らせる安心づくり			
子育て支援手当支給事業の満足度	50.5%	55%以上	福祉課(子ども・子育てニーズ調査)
放課後子ども教室(わくわくスクール)登録児童数	68人	増加	教育課
特定健康診査の受診率	29.2% (令和4(2022) 年度)	60%	保健衛生課(データヘルス計画)
各種がん検診の受診率	胃がん 13.7% 肺がん 6.3% 大腸がん 10.4% 子宮頸がん 18.8% 乳がん 23.1% 平均 14.5% (令和4(2022) 年度)	健康増進計画に基づく	保健衛生課(元気島おおさき21)
わくわく元気ポイント事業参加者数	819人	増加	保健衛生課
職場での各種ハラスメント防止に取り組んでいる事業所	89.7%	100%	意識調査
DVの相談先を知らない人	8.1%	5%以下	意識調査
自主防災組織数	52%	増加	総務課



## 第5章 計画の推進体制

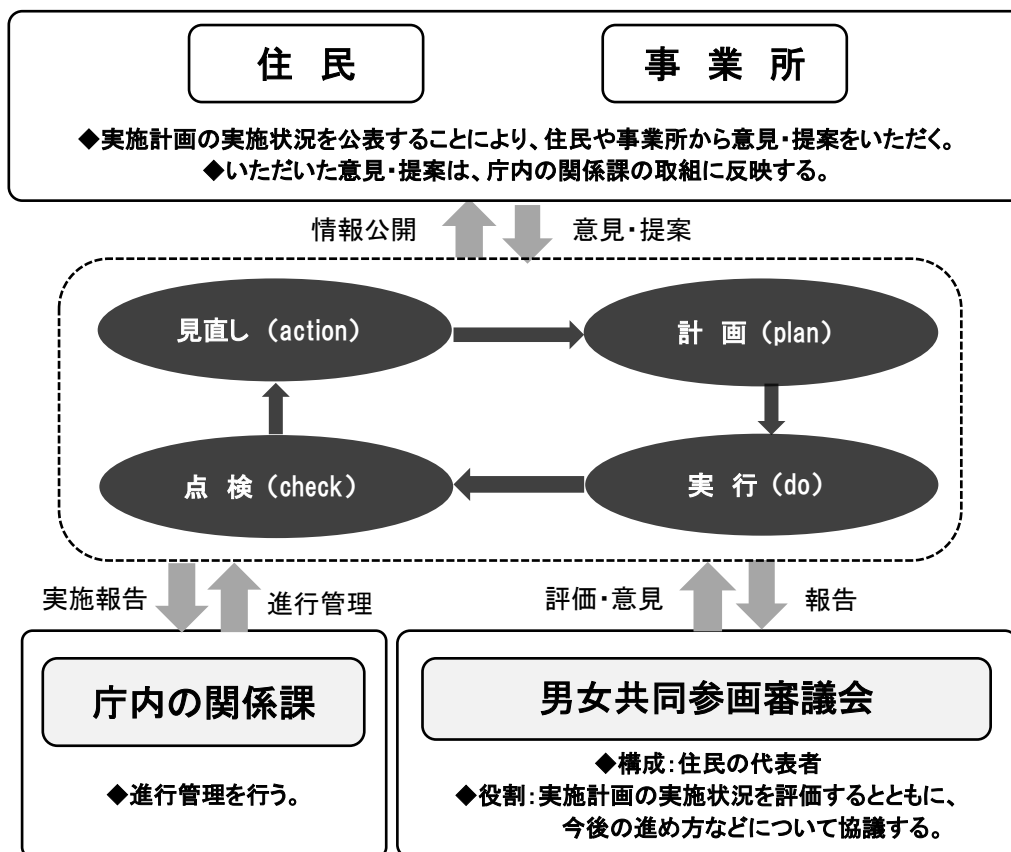
大崎上島町の男女共同参画の取組の実現には、行政と住民との協働が基本です。庁内の推進体制はもちろんのこと、町と住民との協働による推進体制を整え、本計画の推進及び進行管理に努めるとともに、国・県や他の地方自治体等との連携強化を図ります。

男女共同参画の推進に関する施策は広範に及ぶため、庁内関係各課と連携しながら推進します。また、住民の代表者による「大崎上島町男女共同参画審議会」と連携し、町と住民及び事業所との協働による推進体制を構築します。

具体的には、より実効性のある計画の推進に努めるため、計画の進捗については、定期的に点検・評価を行い、次の施策の展開に活かすなど、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）のサイクルに基づき、点検・見直しを行います。

計画の推進にあたっては、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本町からも情報発信を積極的に行います。また、DV被害者の一時保護など、県などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、県や近隣自治体などとの協力体制を強化します。

推進体制のイメージ



## 資料編

### 1. 策定体制

#### ○大崎上島町男女共同参画審議会設置条例

平成 26 年 6 月 20 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 大崎上島町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大崎上島町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議を行うものとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の総合的な推進に関すること。

(2) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体の代表

(3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、議長を除いた出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○大崎上島町男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和6（2024）年7月1日～令和8（2026）年6月30日

区 分		役 職 等	氏 名
学識経験者	学識経験者	広島商船高等専門学校 准教授	菅 田 慶
	学識経験者	東広島竹原人権擁護委員協議会 男女共同参画社会推進部会委員	長谷川 美千子
公共的団体 代表	商工団体	大崎上島町商工会	下 末 法子
	女性団体	大崎上島町地域女性会連合会 会長	田 房 明美
	企業関係者	中国電力(株)大崎発電所 副長	田 村 行浩
	防犯関係者	竹原警察署大崎上島分庁舎 生活安全係 係長	熊 佐 博史
町長が必要 と認める者	福祉関係者	大崎上島町福祉課	川 野 義彦
	教育関係者	大崎上島町教育委員会	関 藤 直子
	保健関係者	大崎上島町保健衛生課	角 本 明美

## 2. 策定経過

	内 容
令和6（2024）年 8月1日	第1回 大崎上島町男女共同参画審議会 ・会長・副会長の選任について ・大崎上島町第3次男女共同参画推進計画策定について
令和6（2024）年 8月～9月	男女共同参画社会に関する住民意識調査 住民・事業所：8月28日～9月9日
令和7（2025）年 1月23日	第2回 大崎上島町男女共同参画審議会 ・アンケートの集計結果について ・意見交換
令和7（2025）年 3月6日	第3回 大崎上島町男女共同参画審議会 ・大崎上島町第3次男女共同参画推進計画（全体案）について
令和7（2025）年 3月24日	答申

### 3. 用語説明

	用語	説明
か行	固定的な性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」等に表されるように、個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を決めようとする考え方や意識をいう。このような考え方は、女性の社会参画や能力向上、男女対等な家庭責任の分担を妨げる要因となっている。
さ行	ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。
	ジェンダー・ギャップ指数(GGI)	経済・教育・政治参加等の分野で、世界各国の男女間の不均衡を示す指標のこと。
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取組をいう。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	平成 27(2015)年に成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられた。※常時雇用する労働者が 100 人以下の民間企業等にあつては努力義務
	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・性同一性障害者等、人間の性にまつわる場面において、少数者となる人々の総称。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって、労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」がある。
た行	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11(1999)年に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。
	男女雇用機会均等法	正式名は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和 47(1972)年に制定された「勤労婦人福祉法」を基に、昭和 60(1985)年に制定された。労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念としている。
	デートDV	親密な関係にある交際相手からの暴力のこと。DVIは、配偶者やパートナー等の男女間に起こる暴力をいうが、高校生や大学生等の若者の間にも同様の問題が生じている。

	用語	説明
た 行	ドメスティック・バイ オレンス(DV)	配偶者やパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的暴力」、性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。
は 行	配偶者からの暴力の 防止及び被害者の 保護等に関する法律 (DV防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成 13(2001)年に公布、一部施行され、平成 14(2002)年4月に全面施行された。 平成 16(2004)年の改正では保護命令の拡充等が盛り込まれ、平成 19(2007)年の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされた。平成 26(2014)年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされた。
ま 行	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ら 行	ライフステージ	妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期といった人の一生をいくつかに分けて考えたそれぞれの段階のこと。
わ 行	ワーク・ライフ・バラ ンス	仕事と生活の調和。だれもが人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 大崎上島町第3次男女共同参画推進計画

発行日 : 令和7(2025)年3月

発行 : 大崎上島町 住民課

〒725- 0231 広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1

TEL:0846-65-3113(直通) FAX:0846-65-3198